令和3年9月定例会 代表質問(概要)

令和3年10月4日(月) 笹川 理 議員(項目1~4) 上田 健二 議員(項目5~9)





(笹川理議員)

大阪維新の会 府議会議員団を代表し、府政に係る施策と諸課題に関して、知事及び理事者の皆様へ質問いたします。

新型コロナウイルスは、現代社会に生きる私たちに、大きな苦しみと試練を与えています。 府民・事業者の皆様には、感染予防の取組みや緊急事態宣言等に係る様々な要請へご理解ご協力をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。また、医療従事者の皆様には、府民の 命を守るため、長期間にわたり、日夜、懸命にご尽力いただいていますことに、重ねて感謝と 御礼を申し上げます。

そして、このコロナ禍において、府民の命と生活を守ろうと、身を粉にして働いていただいている健康医療部をはじめ、府庁内の全組織の皆様、そして、吉村知事に敬意と感謝を申し上げます。

引き続き、吉村知事には、リーダーシップを発揮していただき、府職員の皆様には、府民のため、それぞれの仕事を献身的に遂行していただきますよう、お願い致します。

私ども、維新府議団は、府民の命を守ることを最優先に、コロナ禍を克服するため、所属議員一丸となって、総力を尽くし、この難局を乗り越えた先に、大阪の成長・発展があると固く信じています。

しかしながら、コロナ禍による影響だけではなく、グローバル化の進展やデジタル化への対応など、日本社会の急速な変化の中で、行政においても多様化する諸課題への対応に迫られており、自治体経営、行政サービス、学校教育、医療福祉において、新たな価値観による施策展開やパラダイムシフトを伴う政策実行が求められています。

大阪が、世界に大きなダメージを与えているコロナ禍を克服し、グローバル社会の中で国際競争力を高め、日本の成長をけん引する大都市となり、府民一人ひとりが、健康で、長寿で、豊かで、輝く人生を送ることができる未来を確かなものとするべく、発展し続ける大阪を創造していけるよう、維新府議団は、全力を尽くしていく所存であります。

このような想いから、順次、質問を行ってまいります。

1. 新型コロナウイルスから府民の命を守る

1-1 第5波の総括

(笹川理議員)

まずは「新型コロナウイルスから府民の命を守る施策について」です。第4波と呼ばれる感染拡大時において、大阪は医療・病床が危機的なほど逼迫するという事態を経験しました。その教訓から、府は様々な方策に取り組み、特に、重症化を予防する早期治療の体制や病床確保などに力を入れたと認識しています。

パウル(1)	笠田油,	笠工油	医療提供体制等の状況について
$\mathcal{N} \mathcal{K} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} \mathcal{N} N$	再 // // // •	再力炒	医烙涂性机制

アイドル								
第四波・第五波 医療提供体制等の状況について(9月22日時点)								
	第四波(R3.3.1~6.20)	第五波(R3.6.21~)						
重症化率	3.2%	1.0% ※						
死亡率	2.8% Ж	0.2% ※						
最大療養者数	21,900人(5/11)	27,587人 (9/1)						
入院調整件数(平均/最大)	70件/159件(4/26)	115件/245件 (9/2)						
1人あたりの平均入院期間(重症/軽症中等症) ※重症:重症病床におけるICU入室期間	重症 約12日 軽症中等症 12.9日	重症 約9日 軽症中等症 9.5日						
長期入院(15日以上)患者の割合(軽症中等症)	22.5%	8.8%						
入院患者待機ステーション 入所者数	86名(第一4/26~5/31、第二 4/30~5/12)	80名(第一 8/13~9/21 大阪市 域外は運用中)						
滞在時間(平均/最長)	10時間1分/51時間11分	1時間59分/6時間55分						
※第五波における重症化平は9/15時点。第四波・第五波における死亡平は9/6時点。 今後 、重症者数、死亡者数、邪境陽性者数の推移により変動。 1								

スクリーンをご覧ください。この表は第4波と第5波の重症化率や死亡率、入院に関する状況などを数値で比較したものです。この比較から、第5波において、第4波の2倍以上となる1日3千人を超える新規陽性者数が発生したにも関わらず、病床を増やしたことで入院までの調整時間が短縮され、そのことで早期治療が可能となり、入院日数が短くなったことでより多くの患者を受け入れることができ、高齢者等へのワクチン効果も相まって、重症化率は3分の1以下に、死亡率は10分の1以下となったことがわかります。

ひとえに、関係機関すべての方々のご努力、ご協力の賜物であり、心から感謝を致しております。

そこで、健康医療部長にお尋ねします。私は、第4波の教訓を活かした病床数の確保と早期 治療の体制を整えたことが、第4波を大きく超える陽性者数となった第5波であっても、大阪 において、多くの府民の命を助けることにつながったと考えています。部長は、第5波におけ る医療・療養提供体制について、どのように総括しているのか、伺います。

(健康医療部長答弁)

- ○第四波の教訓を踏まえ、第五波の基本的対応方針として、入院療養体制に加え、宿泊療養・ 自宅療養体制を強化し、早期治療による患者の重症化予防を第一に取り組んできた。
- この方針を踏まえ、入院医療体制については、「中等症・重症一体型病院」など医療機能の分化を図った上で、医療機関の協力のもと、現在、重症約600床、軽症中等症約2,800床を超える病床を確保した。
- ○また、入院を要しない患者は原則宿泊療養とし、「療養者情報システム」の導入による療養 決定・搬送の迅速化を図るとともに、自宅療養については、訪問看護ステーションと連携した 健康観察体制や、休日・夜間のみならず平日・日中における往診体制を整備したところ。
- さらには、抗体カクテル療法を実施できる外来診療病院を整備するとともに、2か所の宿泊療養施設におけるカクテルセンターや、往診による投与体制を構築し、重症化予防に努めた。
- これらの取組により、第五波においては、最大1日当たり3,000人を超える新規陽性者が発生したが、入院搬送時間の長期化や、病床のオーバーフローを生じさせることなく、また、結果として第四波に比べて重症化率や死亡率が大きく減少するなど、関係機関の協力のもと、万全を期して対応することができたと認識している。

(笹川理議員)

第4波の教訓が、第5波で活かされ、対応できたという認識は、部長と同じ捉え方だと確認できました。

1-2 第6波への備え

(笹川理議員)

しかしながら、予想される第6波に備え、第5波の教訓を活かし、さらに万全の対策を講じる必要があります。そのために、2つの視点で対策を強化すべきです。一つは大阪市保健所の業務逼迫への対策、もう一つは自宅療養者への対応強化です。

これまでの感染拡大において、府内の新規陽性者数の多くが大阪市内に集中し、大阪市保健所では、疫学調査を行う職員1人あたりが対応する感染者数は、府内の他の保健所より断トツで多く、職員のマンパワーが不足することで、業務が逼迫し、疫学調査等に滞留が生じ、迅速な療養決定を行うことができなかったと報道されています。

コロナ陽性者の重症化を防ぎ、医療逼迫を軽減させるには、府が大阪市保健所の業務逼迫を 防ぐための積極的な支援を図り、多くの陽性者を迅速に医療・療養につなげる必要があると考 えます。健康医療部長の所見を伺います。 また、早い段階で医療機関に受診できる体制を構築することや、かかりつけ医のいない自宅療養者でも受診できるよう、大阪府医師会の皆様とも連携し、医療機関による往診・治療体制の強化を図っていただくことが大事です。併せて、健康医療部長の所見を伺います。

(健康医療部長答弁)

- まず、大阪市保健所の逼迫に対しては、入院・宿泊療養調整や濃厚接触者の検査業務等を 府に集約するなどの支援にあわせて、陽性者へのアプローチが滞留しないよう、陽性者数や療 養決定の状況について、日々モニタリングを行い、具体的な改善要請を大阪市保健所に対して 行ってきた。
- 保健所の体制強化については、設置市である大阪市において、取り組んでいただく必要があるが、府としては引き続き、具体的な課題を提示するなどしっかり支援していきたい。
- また、先日より大阪市民を対象に、保健所から連絡が来る前でも直接、宿泊療養を予約できるコールセンターを試行的に実施するとともに、府医師会でも、独自のオンライン診療医療機関等の案内窓口を開設いただいた。引き続き、保健所の業務軽減と、陽性者をできるだけすみやかに医療・療養につなげるための支援に注力していく。
- 次に、自宅療養者に対する往診・治療体制については、これまで、民間事業者による夜間、休日の往診体制を府域全域で整備するとともに、診療所等における往診や訪問診療の拡充に取り組んできたところ。
- 府医師会の調査では、府域において570を超える医療機関がコロナ患者への往診を可能と回答しており、その内、かかりつけ患者以外も可能としているのは170か所を超えている。往診体制の強化に向け、府として、これまでの往診医師、訪問看護師に対する協力金の支援に加えて、新たに往診チームを編成した診療所にも支援を行うこととした。
- また、自宅療養者の早期治療を進めるため、全国で初めて、国の協力により、往診による 自宅での抗体カクテル療法を試行実施したが、9月20日からは本格実施に移行した。
- 今後とも、自宅療養者が身近な地域で早い段階で抗体カクテル療法などの初期治療が受けられるよう、直接医療機関にアクセスできる手法の確保と体制強化に取り組んでいく。

(笹川理議員)

よろしくお願い致します。また、飲み薬ができれば、いまの状況が大きく変わります。飲み 薬の服用に向けた支援も行っていただきたいと思います。

1-3① 大阪コロナ大規模医療・療養センター

(笹川理議員)

第5波では、その日の感染者が3,000人を超えた日もあり、こうした状況を踏まえ、私ども会派から、医療人材や施設整備への十分な予算を確保したうえで、「臨時医療施設」を早期開設し、運営可能な病床数からでも運用するよう、要望しました。知事の判断により、軽症・中等症患者1,000名を収容できる「大阪コロナ大規模医療・療養センター」が設置されることとなり、先日、完成しました。

最近の1日当りの感染者数や、軽症・中等症病床や宿泊療養施設の使用率などをもって、本施設の必要性や設置時期、コストパフォーマンスを問う声も出ているようですが、維新府議団は、今後起きるであろう次の感染の波に備え、これまで以上に医療提供体制をスピード感をもって充実させることが、府民の命を守るために必要だと考えています。

そこで、知事に、大規模医療・療養センターの必要性や備える機能、開設の時期、そして、今 後の運用の考え方について、お伺いします。

(知事答弁)

- 「第5波」では、これまで経験したことのない感染爆発が起こり、軽症・中等症病床の使用率は最大約90%に達し、自宅療養者も最大18,000人に増加。さらに、感染者の急増に伴う保健所の対応の遅れや、自宅療養中の家庭内感染、病状の急変事例も全国的に発生する事態となった。
- こうした状況を受け、国から臨時の医療施設の設置を進める通知が出され、本府として も、更なる医療・療養体制の確保が必要と判断。宿泊療養施設や軽症・中等症病床がひっ迫し た際の府民の命を守る最後の砦として、無症状者・軽症患者に加え、中等症患者にも対応する 大規模医療・療養センターの整備を行った。
- なお、本施設については、1か月以上の長期にわたって感染が急拡大した第5波を教訓に、いつ起こるか予測できない災害級の感染爆発に備えて直ちに運用できる状態にするため、施設整備費など必要最小限の初期経費についてのみ専決処分を実施し、9月中に整備を完了させたところ。
- 最後に、今後の施設の運用については、開設・停止準備の基準に基づき、確保済みの宿泊療養施設又は軽症・中等症病床のひっ迫状況を踏まえたうえで適切に判断し、府民の命をしっかり守っていく。

1-3② 大阪コロナ大規模医療・療養センター

(笹川理議員)

続いて、大規模医療・療養センターの運営体制について、お尋ねします。

本施設は9月中の整備を目標に、事業者公募から事業者との契約に至るまで、過去にないスピード感で進められたと感じています。事業者公募では4社から応募があったと聞いています。 運営事業者の選定にあたっては、どういった手続きで選定を行い、選定した理由はどこにあったのか、危機管理監に伺います。

また、施設運営にあたっては、入所者が安心して治療・療養してもらえる体制を確保する必要があります。本施設での健康観察等の仕組みやそれに必要な医療人材の確保について、どのように行う予定なのか、健康医療部長に伺います。

(危機管理監答弁)

- 本施設は、適切かつ確実な維持・運営に加え、9月中に整備を完了させる必要があったことから、「運営の安定性」、「事業の迅速性・納期の確実性」を基本要件に、事業者からの幅広い提案も募集し、外部の有識者も入った選定委員会での協議を経て、今回の事業者を選定した。
- 選ばれた事業者は、レッドゾーン内での警備・生活支援業務などの公募要件を充たすとともに、価格面に加え、看護師確保など効率的・効果的な運営に向けた提案がなされたことから、契約の締結を行った。

(健康医療部長答弁)

- 次に、健康観察等や医療人材の確保についてお答えする。
- ○大規模医療・療養センターにおいては、20・30代を中心とした無症状・軽症の患者に対し、感染者情報システムであるHER-SYSも活用しながら、現地の看護師による健康観察や、オンラインでの医師の健康相談や処方の実施等、宿泊療養施設と同じ療養の体制を行う予定。
- これら業務に必要な人材の確保については、運営受託者によるセンター勤務看護師の確保に加え、大阪府看護協会にご協力いただき、看護業務の指導等を担う看護師を確保する予定となっている。また、医師については、宿泊療養施設のオンライン医師と兼ねるとともに、大阪大学に責任医師への就任及び日中の常駐医師の協力について依頼しているところ。
- 中等症病床を運用するに至った場合には、臨床経験を有するより多くの医療人材が必要となるため、関係医療機関等との協議・要請などにより確保について検討していく。

(笹川理議員)

計画通りに準備を進め、必要な医療人材の確保も含め、必要となるタイミングで期待されるパフォーマンスをしっかり発揮できるよう、注力していただくことを求めます。

1-4 パンデミックに備えた法整備

(笹川理議員)

府では、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床確保に取り組んでおり、医療機関の合意のもと、現在では、重症病床600床以上、軽症中等症病床2,800床以上を確保していますが、現行の感染症法では、医療従事者や設備の確保が困難といった理由があれば、医療機関は病床確保の要請に応じないことが認められており、今回のように、中長期にわたってパンデミックが続く場合、有事に備えた病床確保が可能となる法整備が必要であると、維新府議団は考えます。

知事もメディア等を通して、同様の趣旨の発言をされておられますが、知事は、現在の法制 度における問題点や、必要な法整備の具体像について、どのように考えておられるのか、お伺 いします。

(知事答弁)

- ○本年2月に改正された感染症法において、医療機関に対し、協力要請に応じない場合の勧告 や公表が可能となったが、正当な理由がない場合に限定されている。
- ○このことから、実質的に知事権限は任意の要請に留まっており、パンデミックという有事の 事態において、迅速かつ十分な病床確保が困難なところに、現行法制度の課題がある。
- ○私としては、今後も起こりうる新たな感染症に対し、非常事態においては一定の強制力を持った病床や医療従事者を確保するための法整備について、国において議論されるべきと考えている。
- ○一方で、有事においても一般医療との両立を図ることも重要であり、また、何より医療機関の理解と協力が欠かせない。
- ○そのため、府としても、地域全体での医療提供体制のあり方についての検討を進めるととも に、有事に備えた法制度の整備を国に強く求めていく。

(笹川理議員)

パンデミックという事態において、十分な病床と医療従事者を確保できる法整備が必要。一方、有事でも一般医療との両立を図ることも重要。何より医療機関の理解と協力が欠かせない。とのお考えを示していただきました。おっしゃる通りだと考えます。ぜひ、この内容を組み込んだ法整備を国を求めていただきたいと思います。そして、府議会としても、このような法整備を国へ求める意見を発すべきだと考えております。



2. これからの時代に相応しい「行財政改革」

2-1 副首都ビジョン

(笹川理議員)

次に、これからの時代に相応しい「行財政改革」について、質問します。

大阪府市において、副首都ビジョンのバージョンアップに向け、有識者を交え、議論がスタートされることに、維新府議団は大いに期待しています。

今後の日本社会は人口減少が加速し、大阪も例外ではありません。こうした中、いかに大阪が東西二極の一極としてのプレゼンスを発揮し、日本の成長をリードしていくのか、また、住民に寄り添える自立した府内市町村をどのように確立していくのかが大事であり、この観点も含め、若手の研究者や有識者などから新たな知見も頂き、副首都化への道筋を明確化していただきたいと考えます。

副首都ビジョンをバージョンアップする狙いについて、知事のお考えを伺います。

(知事答弁)

- 副首都ビジョンの策定から5年を経て、社会経済情勢は大きく変化。まさに、新型コロナウィルス感染症が発生する前と今とでは違った世界といっても過言ではない状況。
- コロナが都市のあり方をどう変え、今後、何が求められるのか、次世代を担う有識者も交えて、今年度じっくり腰を据えて議論し、改めて副首都化の道筋を明らかにしていきたいと考えている。
- ○この中で、
- ・大阪府市を核にして、大阪・関西を成長させる広域行政をどのように作っていくのか、
- ・府内市町村の水平連携や合併、府による垂直連携等も含めて、市町村の行財政運営体制をどう強化していくのか、広域、基礎の両面から、幅広に将来を見据えた議論を深めていく。
- そのうえで、来年度以降、バージョンアップの議論を加速し、新しいビジョンのもと、東西二極の一極を担い、世界で存在感を発揮する副首都・大阪を、全力を挙げて実現していきたい。

(笹川理議員)

大阪における広域行政、基礎自治の在り方を含め、新しいビジョンにかける知事の意気込み を感じました。

2-2 市町村合併・連携

(笹川理議員)

住民の暮らしを支える基礎自治体の在り方については、維新府議団としても重要な課題だと 考えています。

本年8月に手交した『施策提言』の中でも、少子高齢化は自治体経営に深刻な影響を及ぼし、安定的な行財政運営や住民サービスの維持を難しくさせ、これからの社会変化や将来予測を見通し、持続可能な自治体運営を可能とする基礎自治体のあり方を検討する必要があると考え、財政基盤の充実・強化や行政サービスの維持・向上などを図るといった視点から、府内全ての市町村間で広域連携の動きが加速されるよう、メリット等を府民や自治体へ示す取り組みを積極的に行い、基礎自治体間での合併議論の機運が醸成されるよう、取り組むことを求めました。

知事は、副首都・大阪に向け、市町村合併・連携に関して、どのように考えておられ、必要性をどう認識し、支援していかれようとしているのか、お考えを伺います。

(知事答弁)

- 副首都・大阪の確立に向けては、成長を担う広域機能の一元化とともに、住民に身近な基礎自治体が、持続的かつ安定的に住民サービスを提供できる機能・体制を持つことが重要。
- そうした考えから、府では市町村間連携や権限移譲などを通じて、市町村とともに基礎自 治機能の充実に取り組んできた。
- 合併についても、基礎自治機能の充実に有効な方法であるが、市町村が自主的に住民と議 論を重ねつつ、検討を進めていくことが重要。
- 府としては、これまでの財政収支見通しなどの取組みも踏まえながら、それぞれの地域で、市町村の将来のあり方の議論が深められるよう、積極的に参画していく。

2-3 府庁の組織再編①

(笹川理議員)

副首都化を進めるには、大阪府市の連携をより強くし、市町村間の広域連携や合併により、 基礎自治機能を強化することが重要です。

その強化に向けた組織体制については、「人口減少・超高齢社会」の到来に伴う諸課題への対応として、困難な行財政運営に直面する市町村に対し、広域連携の取り組みなどを積極的に支援し、基礎自治機能の充実を図るための組織を来年4月に総務部に設置するとの考えを聞いています。

知事は、基礎自治機能の強化を図るため、どのような組織体制を考えておられるのか、お伺いします。

(知事答弁)

- 令和4年度当初の組織改正では、より積極的に基礎自治機能の充実に取り組むため、市町村課を強化する形で組織再編を考えている。
- 今後、副首都ビジョンのバージョンアップの検討状況も踏まえながら、市町村が効率的な 行政運営体制をはじめ行財政基盤の強化を図り、持続的かつ安定的に住民サービスを提供でき るよう、新たな組織において、基礎自治機能の充実に向けてしっかりと取り組んでまいりた い。

(笹川理議員)

維新府議団はこれまでも議会や提言などにおいて、基礎自治体の在り方について取り上げてきました。今回の組織設置は、その方向性に沿ったものであると確認しました。基礎自治体の

在り方は重要な視点であり、それに相応しい組織体制の強化が必要だとの観点から、引き続き、委員会でも、議論を深めたいと思います。

2-3 府庁組織の改正23

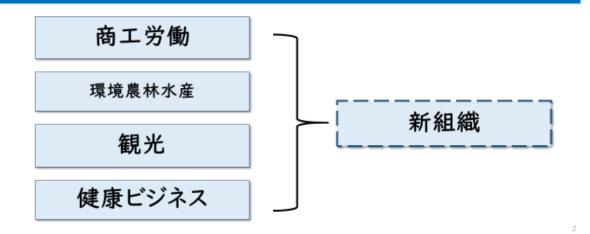
(笹川理議員)

今回、来年度当初に、大阪の成長の司令塔となる組織を政策企画部内に設置するとも聞いています。その狙いはどのようなものなのでしょうか。

また、府庁の組織体制については、維新府議団の今夏の『施策提言』において、

パネル② R3.8維新府議団 知事提言における組織再編イメージ

R3.8維新府議団 知事提言における組織再編イメージ これからの時代に相応しい成長産業分野を支える組織統合



「社会情勢の変化や多様化する行政課題に対応できる戦略的な府庁組織体制の構築」や「大阪の成長産業を支える部局の再編・統合」といった内容を求めています。

特に、大阪の産業競争力を強化していくには、商工・環境・農林水産・健康・健康ビジネス等の関する部局の再編・統合が必要だと考えており、その意図の一つとしては、府庁組織のスリム化という視点があります。

独法化や委託化などにより、府庁の業務はアウトソーシングが進んでいますが、前回の大規模な組織再編を行った平成21年度以降、IR推進局、スマートシティ戦略部、大阪港湾局などが新設され、部局数は9部局から14部局に増加しており、今年度も11月に大阪都市計画局、令和4年1月には万博推進局が設置されことで、部局数はさらに増え、16部局となります。

この間の共同設置組織などの部局の新設については、それぞれ必要な組織改正でありますが、部局数が増え過ぎれば、ポストの増加や、指揮命令系統の細分化などの弊害もあると考えます。したがって、ビルドだけではなく、組織全体を見渡したスクラップという視点も必要だと考えます。

今回の組織改正案のうち、大阪都市計画局ができることで、都市整備部と建築部を統合することは、組織のスリム化という視点でも評価できますが、今後、さらなる部局統合・再編も検討すべきではないでしょうか。大阪府庁において、組織の改廃はどのような考え方で行われているのか、総務部長にあわせて伺います。

(総務部長答弁)

- まず、成長に関する組織のねらいについてお答えする。
- これまで、各部局の業務は法令に基づく振興・規制などが中心で、「ビジネス」という視点での取組みは限定的であったため、社会の変化に対応し大阪の成長を実現するためには、「ビジネス」を業務として明確に位置付け、積極的に取り組むことが重要。
- このため、新たな組織を政策企画部に設置することにより、民間と協働しながら新たなシーズ発掘や施策化を行うとともに、国際金融都市の実現に向けた取組みを進めるなど、ビジネスの視点を持って全庁横断的に大阪の成長に取り組んでいきたい。
- 次に、組織の改廃に関する考え方についてお答えする。
- 組織の改廃を検討するにあたっては、例えば、「管理スパン」「施策の重点化の状況」「将来的な行政需要の動向」など、様々な要素を総合的に考慮しながら、その時々に応じた効率的で効果的な体制は何かという視点で検討を行っており、今回の組織再編についても、そういった視点から検討を行ったもの。
- 今後も、施策の方向性、行政需要の変化などに留意しながら、より効率的・効果的な業務 執行体制の構築に努めていく。

(笹川理議員)

成長に関して新たな組織を設置し、大阪の成長に向けた取組みを強化するということは理解するところであり、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

一方、ビルドだけではなくスクラップも重要という視点から、組織の改廃・統合に関する考え方については、この約10年間で、アウトソーシング等により職員数が大きく減少していることなども踏まえ、今後に向けた更なる部局再編・組織のスリム化に関して、引き続き、議論させていただきます。

2-4 スマートシティ戦略部の体制

(笹川理議員)

先月、国においてデジタル庁が発足しました。府では、デジタル化専門部隊である「スマートシティ戦略部」を国のデジタル庁よりも先に創設しました。スマートシティ戦略部には、国のデジタル庁の動きとシンクロさせ、国を先導するような気概をもって、大阪全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)を全速力で進めていっていただきたいと思います。

一方、大阪のデジタル改革を進める上では、国のデジタル改革が抱えていることと同様に、 様々な課題があると認識しています。

たとえば、府庁内の各部局や市町村が同じようなシステムをそれぞれがバラバラで構築、調達しているために投資が重複していること、デジタル人材が自治体の組織内に不足していることなどによって、システム構築・運営を請け負うベンダーが固定化し、コストが高止まりになっている恐れがあること、などです。

とりわけ、役所内のデジタル人材の不足は、デジタル改革を進める上で、大きな阻害要因に なっていると考えます。

デジタル庁が職員600人の内、民間から200名の人材を採用したように、大阪府でも、スマートシティ戦略部を中心に、民間からより一層デジタル人材を確保していくことが重要だと考えます。

もちろん、スマートシティ戦略部をはじめ、今おられる職員の皆さんのスキルアップも重要 だとは思います。

しかしながら、採用に関して従来通りの方法を行うだけでは、海外と比較してデジタル後進国と言われる日本の中でも他府県と比べてデジタル化が遅れていると評価されている大阪において、この厳しい現状から脱却することはできません。

ここは、既成概念に捉われることなく、早急かつ大胆な方策で、いかに民間からデジタル人材を確保していくかが鍵となると考えます。スマートシティ戦略部長の所見を伺います。

(スマートシティ戦略部長答弁)

- 私は就任当初から、大阪のスマートシティ化を進めていくには、府の職員だけでなく、デジタル技術やビジネスに関する知識や経験のある民間人材を積極的に活用すべきであると考え、民間交流員の確保・増員に努めてきた。
- 現在、ICT系の企業を中心とした民間交流員が庁内のコロナ対策のシステム開発や、スマートシニアライフ事業の制度設計など様々なプロジェクトにかかわり、一定の成果をあげてきている。
- しかし、今後、「民間ビジネスで主導するスマートシティモデル」や「府庁および市町村の行政DX」などの大きなデジタル改革を成し遂げていくためには、公務員と民間交流員だけでは限界があり、議員お示しのように、民間の専門人材を職員として採用し、力を発揮してもらうことが是非とも必要と考えている。
- しかし、現実としては、ICTに関する専門技術をもつ人材は、国のデジタル庁はもちろん、民間企業間においても奪い合いになっており、自治体にとっては給与などの勤務条件についてどのように考えるか、といった課題もあるものと認識している。
- このため、府におけるデジタル人材の確保策について、国のデジタル庁や他自治体、さらには諸外国の先進事例も参考に、例えば、公民共同出資の事業体の設置による人材確保といった可能性についても有力な選択肢として、関係部局とともに検討を進めてまいりたい。

(笹川理議員)

部長から答弁いただいたように、デジタル改革を大阪で成し遂げるには、民間の専門人材を 職員として採用し、力を発揮してもらう必要がありますが、国内外の熾烈なデジタル人材の獲 得競争を考えると、実に難しい課題です。

しかしながら、大阪のデジタル改革を断行していかなければならず、その課題を克服するための手法として、部長がいま有力な選択肢として示された「公民共同出資の事業体の設置による人材確保」という方策は、大いに期待できるものであると考えます。

私ども、維新府議団としても、その実現の可能性に向け、研究・検討を始めてまいります。

2-5 府の財政状況

(笹川理議員)

新型コロナウイルス感染症への対応のため、大規模な財政出動が続いています。コロナ禍から府民の命と生活を守るため、必要な対策は積極的に講じていくべきです。ただ、他の府民サービスもしっかり行っていく必要があり、コロナの影響による歳出増や税収の減少が、府財政に与える影響が懸念されます。このような認識から、現在の府の財政状況と今後の財政運営について、財務部長へ質問いたします。

令和3年度当初予算では、コロナの影響で、府税収入の大幅な減少等により、収支不足が拡大し、財政調整基金を935億円取り崩しました。さらに、補正予算でも、多額の取崩しが生じていることを考慮すると、非常に厳しい財政状況だと言えます。

一方で、8月に公表された令和2年度一般会計決算見込では、一般会計の実質収支は350 億円と大幅な黒字となっています。そこで、現在の府の財政状況の認識について、答弁を求め ます。

また、今後も引き続き、コロナ対策を積極的に講じていく必要がありますが、過去の財政運営の穴埋めである減債基金の復元を進めていくことも重要と考えます。当初予算でも、228億円の予算を計上していますが、コロナ禍であっても、令和6年度末の復元完了に向けて計画

通りに進んでいると考えていいのか、財政健全化に向けた今後の財政運営について、併せて、 財務部長の所見を伺います。

(財務部長答弁)

- 令和2年度の決算見込は、国交付金の歳入等による収支改善があり、最終予算で見込んでいた財政調整基金265億円を取り崩すことなく、黒字となった。これにより、当初予算および補正予算の編成により取崩しを行っている財政調整基金は、決算剰余金の編入などにより、682億円が確保できる見込みとなっている。
- また、大幅な減収を見込んだ府税収入は、現時点では、企業業績の悪化による影響は限定的であり、税収全体としては当初の見込みに比べ、堅調に推移している。しかし、今後の感染状況等により、経済に与える影響や府の歳入歳出に与える影響などを見通すことが困難であり、また、令和4年度以降も多額の収支不足が見込まれることから、府財政は予断を許さない状況と認識。
- コロナ対策に係る財政運営については、府単独事業に活用できる地方創生臨時交付金が今年度新たに約335億円配分され、感染状況に応じた機動的対応や事業者の支援について最大限活用しているところ。コロナの影響は全国的な問題であることから、地方の財政運営に支障が生じないよう、引き続き、国において必要な財源が措置されるよう求めてまいる。
- 依然として厳しい財政状況であるが、将来世代に負担を先送りしないことを基本に、
- ・減債基金の復元を令和6年度に向け着実に取り組むとともに、
- ・税収動向を注視しつつ、年度を通じた効率的・効果的な予算執行により、財政調整基金の取崩し縮減に努めるなど、

健全で規律ある財政運営を行ってまいる。

(笹川理議員)

いまの答弁から、部長としては「府財政は予断を許さない状況だと認識」されているということ、そして、「依然として厳しい財政状況」だが、「将来世代に負担を先送りしないことを基本」に、「減債基金の復元を令和6年度に向け着実に取り組」み、「財政調整基金の取崩し縮減に努める」ことで、「健全で規律ある財政運営」を行うつもりだということを理解しました。

このような財政状況とコロナ禍による影響を考慮すると、これからの時代に相応しい自治体 経営と行政の在り方を模索し、行財政改革を続行する必要があると考えます。

2-6 基金へのご寄附による歳入確保

(笹川理議員)

また、依然として厳しい財政状況の中で、今後も健全で規律ある財政運営を行っていくためには、あらゆる歳入確保に努めることも重要だと考えます。

現状、府にはいくつもの部局に、いくつもの基金があり、府民や企業等の皆様からの寄附金を活用した施策を展開しています。

パネル③ 大阪府(府民税)のふるさと納税の状況

大阪府(府民税)のふるさと納税の状況

	ふるさと納税 受入額 A	寄附金控除額 B	差引 A – B
H28年度	114,520	3,456,396	▲ 3,341,876
H29年度	213,027	6,076,778	▲ 5,863,751
H30年度	101,629	6,763,369	▲ 6,661,740
R元年度	124,507	8,956,473	▲ 8,831,966
R2年度	2,150,446	9,463,388	▲ 7,312,942
R3年度		11,516,279	(千円)

スクリーンで映し出されているように、例えば、寄附金を募る手段としての 「ふるさと納税」に関しては、府民が府外の自治体に寄附した額が、府外の自治体の住民からの府への寄附額を大きく上回っている状況、つまり大きく歳入を失っているということになっています。

私は、想いのある府民や企業等の皆様に対して、ご寄附をしたいと思っていただけるような効果的なメッセージや促しを行い、戦略性をもった寄附金の確保に取り組むことが必要ではないかと考えています。財務部長のお考えを伺います。

(財務部長答弁)

- 今後も厳しい財政状況が続く中、様々な歳入確保に努めることは重要と認識。議員ご指摘のとおり、事務事業の中には、寄附金を財源とした基金を活用しているものもあり、各部局において、様々なアプローチをしながら寄附金の確保に努めているところ。
- 「 ふるさと納税 」については、府の取組みを支援したいという方々の思いを受け止められるよう、様々な分野の基金を一覧化し、府のHP等において周知しているところ。一方で、返礼品の充実については、各市町村が工夫して取り組んでいる中で、府もこれに参画すると 、市町村の努力に水を差すこと、また、府への寄附により市町村の税収にも影響を生じさせることから、府としては、こうした取組みは行っていない。
- 歳入確保に向けては、基金への寄附金確保はもとより、府税収入の確保や府有財産の活用・売却等、様々な観点から取り組む必要がある。そのため、予算編成要領において、各部局に対し、歳入確保に向けた取組みの検討を求めるとともに、「大阪府行政経営の取組み」においても各部局の取組みを記載しているところ。
- 今後、戦略的な寄附金の確保という観点も含め、様々な歳入確保の取組みを行っていく。

(笹川理議員)

戦略的な寄附金の確保という観点も含め、様々な歳入確保に取組むと答弁いただきました。 ぜひお願い致します。

歳入確保策としては、5月定例会の一般質問の際に、新たな資金調達手法として、国内市場での外貨建て債の発行を提案し、財務部長から「市場条件が整えば、発行するよう取り組んでまいる」との答弁をいただいております。聞くところによると、いまは市場条件が有利ではないとのことですので、条件が有利となったタイミングになれば、ぜひ発行いただくことを要望いたします。

「グローバル都市・大阪」の実現

3-1 大阪経済の生産性向上

(笹川理議員)

次に、成長・発展し続ける「グローバル都市・大阪」の実現に向けて、質問します。

「大阪の再生・成長に向けた新戦略」では、コロナ禍の影響を踏まえ、大阪の再生・成長に向けて取り組むべき方向性が示されています。

本戦略では、経済・雇用対策として、5つの重点分野が示されており、①健康・医療関連の リーディング産業化、②国内外の観光需要の取り込みの強化、③スタートアップ・イノベーションの創出、④新たな働き方等を通じた多様な人材の活躍促進、⑤国際金融都市の実現に向けた挑戦、により、さらなる成長へつなげる、とされています。

これらの取組みは、大阪経済の再生・成長に繋がる重要なものですが、加えて、府内の中小企業の生産性向上に繋がる取組みも必要不可欠だと考えており、企業規模が大きくなることで、生産性が向上すると考えています。

たとえば、業務のIT化を図るためのシステムを導入する場合、小規模な企業では、導入コストが重くのしかかり、投資に踏み切れないといったことを聞きますが、企業規模が大きくなれば、コストの負担感が下がり、投資へ繋がることで、業務効率が高まり、生産性も向上しています。

このように、中小企業の生産性向上を図る上で、企業規模の拡大を促進することが重要であり、後継者不足を起因としない企業のM&Aも1つの手法ではないかと考えます。

大阪経済の成長を図る1つの方策として、中小企業のM&Aを促進し、生産性向上を図るべきではないでしょうか。商工労働部長の所見を伺います。

(商工労働部長答弁)

- M&Aは、企業規模の拡大や新規事業の展開を図る上で、ファンドによる外部資金の活用などと共に、有効な手法の一つ。
- 大阪商工会議所が府と連携し展開している「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」や一部の商工会議所においても、M&Aを活用した支援が始まっている。
- さらに、M&Aを実施した場合の設備投資減税、新分野展開や業態転換等をめざす中小企業への事業再構築補助金など、国の支援も強化されている。
- M&Aは、企業規模の拡大により、生産性向上をはじめ、賃金引上げや休暇取得など労働環境の改善にもつながるポテンシャルを有している。
- 一方で、M&Aには、専門性の高い知識と経験、事業者の理解などが求められるため、その促進にあたっては、金融機関、民間プラットフォーマーの活用なども視野に、中小企業へのM&A支援に関する府の役割について広く検討していくことが必要。
- 今後、大阪産業局や商工会議所とも連携し取り組み、中小企業の生産性向上、さらには労働環境の改善にもつなげたい。

(笹川理議員)

企業規模の拡大により、生産性向上をはじめ、賃金引上げや休暇取得などの労働環境の改善にもつながると答弁された点が、まさに重要な視点です。府内の中小企業の生産性向上を図り、労働環境を改善させ、大阪経済の成長につなげていただくことを求めます。

3-2 I Rの誘致

(笹川理議員)

私ども、維新府議団は、これまでから、大阪の成長の起爆剤として「世界最高水準のIR」の誘致をめざしてきています。先月、ついに大阪のパートナーとして、MGM・オリックスコンソーシアムが選定されました。事業者からは、1兆円規模の初期投資をはじめ、国内外の観光客を惹きつける圧倒的なリゾート空間やハイクオリティでユニークな国際観光拠点の創出など、非常に魅力的な提案があり、その実現に大きな期待を寄せています。

IRの誘致実現に向けては、今後、区域整備計画を策定し、議会の議決を経て、来年4月までに国へ区域認定の申請を行い、上限3カ所となる区域認定を勝ち取らなければなりません。今後、世界との都市間競争も見据え、魅力的なIRを創り上げていくために、MGM・オリックスコンソーシアムと共同しながら、どのように取組みを進めていくのか、知事のご所見を伺います。

(知事答弁)

- 今回、事業者から、大阪の魅力や将来性を高く評価した、素晴らしい提案をいただき、「大阪IR基本構想」にも掲げてきた、世界最高水準の成長型IRを実現できるものと考えている。
- 開発コンセプトは「結びの水都」とし、日本最大級の国際会議場や、スポーツイベント等も開催可能な展示ホール、グレードの異なる3つの宿泊施設、豊富なラインナップのライブ・パフォーマンス等を楽しめる夢洲シアター、さらには観光ゲートウェイとしての関西ツーリズムセンターや、大阪・関西の食文化を体験できる施設などを備えた、非常に意欲的な提案となっている。
- 大阪府・市としては、今回選定した事業予定者と共同し、提案内容の向上など、確認・調整を行いながら、地域経済の振興に資する魅力的な区域整備計画の作成を進めていく。
- 今後、年内を目途に、区域整備計画(案)を作成のうえ、 議会の議決をいただき、国へ認定申請を行うなど、必要な手続きを着実に進め、圧倒的な魅力を備えた I R を夢洲に実現し、大阪・関西の持続的な成長につなげていく。

3-3 北陸・リニア中央新幹線の早期全線開業と新大阪駅周辺地域のまちづくり

(笹川理議員)

都市が成長するには、「民」のパワーが最大限に発揮されるよう、土台を整備することが「公」の役割だと考えます。

北陸新幹線及びリニア中央新幹線の早期全線開業は、大阪・関西のみならず、日本全体の成長・発展にとって重要な高速交通インフラであり、スーパー・メガリージョン構想において、新大阪駅は西日本の核として、新幹線ネットワークのハブ・ステーションとしての役割が期待されています。

現在、新大阪駅周辺地域(十三駅〜新大阪駅〜淡路駅)は、都市再生緊急整備地域の指定を 目指しており、府がリーダーシップをもって、官民連携のもと、将来的な視点によるまちづく りの検討と取組みを進めていただくことを期待しています。

引き続き、国や関係機関に対し、北陸新幹線・リニア中央新幹線の具体的な駅位置の早期確定を求めていただくことをお願い致します。

さて、その駅位置が確定すれば、すみやかに、駅前ロータリー、バス・タクシー乗り場等の 再整備、歩行者空間の確保、駅周辺のまちづくり再開発、駅建設に必要な用地確保などが、地 域の理解を得ながら進められるよう、大阪市と連携し、準備・検討をしておくことが重要で す。 また、トンネル工事による発生土の処理については、府事業での利活用を含め、どのように 対応するのか、今から関係機関等とともに検討を始めておく必要があると考えます。

8月に開催された「第5回 新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域検討協議会」では、事務局から新大阪エリアに導入する交流促進機能として、1~クタール規模のMICE施設等の大規模交流施設の導入や、十三駅と淡路駅の両エリアについては、オフィスや宿泊機能、大規模用地での新拠点整備等のイメージが提示されたと聞いています。

淡路駅から東海道本線にかけてのエリアには、柴島浄水場などの広い面積の公有地があり、 この大きなポテンシャルを有する場所が活用されれば、その投資規模と波及効果は計り知れないものとなり、将来の「大都市・大阪」がより一層の成長を果たすための起爆剤になると考えています。

そこで、田中副知事にお尋ねします。北陸新幹線及びリニア中央新幹線の工事に伴う発生土の処理をどう考えていただいているのでしょうか。そして、新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域協議会の会長として、淡路駅から十三駅に至る広い範囲に及ぶ新大阪駅周辺地域のまちづくりについての検討状況や、協議会で示された案に対する期待や想いについて、お伺いします。

(田中副知事答弁)

- 北陸新幹線及びリニア中央新幹線の早期全線開業を実現させるためにも、想定される課題 には早い段階から対応が必要と認識。
- お尋ねのトンネル工事等により発生が見込まれる建設発生土については、受入先の確保に向け、公共工事間流用や既存の埋立地、さらには新たな埋立地の活用を探るなど、府として協力していきたい。
- また、新大阪駅周辺地域のまちづくりについては、検討協議会において、キーコンテンツとなる大規模交流施設、高速バスターミナルの導入、デッキ等による歩行者動線の確保に加え、十三駅、淡路駅、新大阪駅の各エリアにおいて導入すべき都市機能などの検討を進めているところ。
- 現段階では北陸新幹線等の駅位置が明らかになっておらず、駅周辺の具体的な施設配置などについては検討できない状況だが、2025年の大阪・関西万博の開催時期が近づいていることも考慮すると、大きく変わるまちづくりの姿を早期に示す必要があることから、まずは可能な範囲でまちづくり方針の作成を進めていくこととしている。
- 新大阪駅周辺地域は、西日本のグローバル拠点として必要な機能の導入とともに、新大阪駅はもとより、近接する十三駅や淡路駅の各エリアの個性を活かしながら面的な連携力を高めていくことが重要であると考えており、実現に向け関係者とともに検討を進めていく。

(笹川理議員)

田中副知事、ありがとうございます。引き続き、よろしくお願い致します。

3-4 国際金融都市

(笹川理議員)

私は、大阪が世界から国際金融都市として認められる未来を切望しています。経済の血液をこの大阪に引き込むことで、大阪という都市が、大きく成長するための循環を生み出すことができると考えています。

国際金融都市の実現に向けては、5月定例会での一般質問において、戦略策定にあたっての 視点やスケジュールを知事にお聞きしたところ、知事は「今年度の秋頃に戦略の骨子を取りまとめ、年度末には目標や重点施策などを盛り込んだ戦略を策定する」旨のご答弁をされました。

パネル④ 国際金融都市OSAKA戦略骨子における大阪のめざす国際金融都市像

国際金融都市OSAKA戦略骨子における 大阪のめざす国際金融都市像

アジア・世界の活力を呼び込み 「金融をテコに発展するグローバル都市」

先駆けた取組みで世界に挑戦する 「金融のフロントランナー都市」

この度、『国際金融都市OSAKA推進委員会』の2021年度第1回総会で、戦略骨子が取りまとめられ、「金融をテコに発展するグローバル都市」と「金融のフロントランナー都市」という2つの都市像が掲げられました。

この戦略を実行することにより、エッジの効いた革新的な国際金融都市を目指していくことになりますが、それだけではなく、地域経済の発展や府民の豊かさにつながるものでなければならないと考えます。

知事は、戦略骨子で掲げられたこの2つの都市像に、どのような思いを込めておられるのか、お伺いします。

(知事答弁)

- ○お示しの戦略骨子で掲げた2つの都市像は、今年3月の設立総会以降、官民一体の推進委員会で議論を重ね、大阪が国際金融都市として何をめざしていくかの共通理解として位置づけたもの。
- 私としては、
- ・経済の血液ともいわれている金融を活性化することで、国内外から大阪にチャレンジングな 企業や技術、人材を集積させるとともに、
- ・アジア随一のデリバティブ都市をめざすなど大阪の強みを生かし、新しい技術を活用した資金調達手法や金融サービスなど革新的でエッジの効いた取組みにより、国際金融都市として独自の個性・機能を発揮していきたいと考えている。
- これらの都市像を実現することが、地域の成長発展、ひいては府民の利益・幸福にも資する ものと考えており、官民一体で着実に取組みを進めることで、大阪の更なる成長につなげてい く。

(笹川理議員)

大阪が国際金融都市となることで、地域経済の発展や府民の豊かさに繋げていただきたいと 考えておりますので、よろしくお願い致します。

3-5① 人権施策の推進

(笹川理議員)

国際目標である「SDGs (持続可能な開発目標)」は、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」こと(leave no one behind)を誓っています。そして、その前文には、「すべての人の人権を実現し、」という言葉があります。その目標達成と実現に向け、「大阪・関西万博」開催地として、積極的かつ先進的に取り組んでいかなければなりません。

府は、約20年ぶりに「大阪府人権施策推進基本方針」の変更を予定していると聞いています。近年の社会意識の変化により、様々な人権課題が顕在化し、それらへの対応が必要であることから、新たな人権課題に関して追記され、人権施策の充実が図られるものと理解しています。基本方針が変更されることで、今後、府の施策がどのように展開されるのか、知事にお伺いします。

また、昨今、インターネット上の人権侵害、SNSでの誹謗中傷などの事象が、深刻な社会問題となっています。SNSやインターネットは、拡散性や匿名性などの特性から、一旦書き込みが行われると、完全に削除することは困難であり、被害者がその削除を求めた際には大きな負担を強いられてしまっているのが現状です。このような状態では、人権侵害された被害者の心理的苦痛は計り知れないものであり、個人の力だけではなんとかなるものではありません。この問題に対して、ぜひ、府が積極的に取り組んでいただき、インターネット上の人権侵害がない社会の実現をめざしていただきたいと考えます。あわせて、知事のご所見を伺います。

(知事答弁)

- 大阪府人権施策推進基本方針の変更案においては、性的マイノリティや感染症に関する人権問題など新たな課題にもしっかり対応することとしている。今後、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、人権施策のさらなる推進を図ってまいりたい。
- また、大変深刻な問題となっているインターネット上の人権侵害については、表現の自由 にも関わることから、国において統一的な考えのもと、早急に対処すべきと考えている。
- そこで、私自身が法務大臣と総務大臣に直接お会いし、インターネット上の人権侵害情報が速やかに削除されるよう、法改正をはじめ具体的な提案を行った。両大臣からは、さらなる取組みに向け、前向きな発言をいただいたところ。
- インターネット上の人権侵害に苦しむ人がなくなるよう、私としても、提案の実現に向けて、引き続き、国へ強く働きかけを行うとともに、啓発や相談をはじめ、被害者の救済にしっかりと取り組んでまいる。

3-5② 人権施策の推進

(笹川理議員)

大阪人権博物館「リバティおおさか」は、昨年6月に休館し、関係者間の和解によって建物が撤去され、土地は大阪市に返還されましたが、博物館内で展示や保存されていた3万点にも及ぶ収蔵品は、現在、大阪市の施設で一時保管されているものの、保管期限は2023年3月末となっており、その後の保管や活用の方法が定まってはいません。

これらの収蔵品は、大阪府を含め、関係者が協力し、苦労して、収集保存したもので、公開資料として啓発にも活用されてきたものです。

府は、これらの収蔵品の価値をどのように考えておられるのでしょうか。また、これらの歴史的価値の高い貴重な人権関係資料が、散逸してしまってもよいと考えておられるのでしょうか。

世界的に、様々な場面で、人権尊重がうたわれる今日、貴重な資料である収蔵品を府民の共 有財産として、将来にわたり、しっかりと保存管理し、教育・啓発において活用するべきでは ないかと考えます。府民文化部長の所見を伺います。

(府民文化部長答弁)

- 府民一人ひとりが、人権の意義や価値について理解を深め、すべての人の人権を尊重する ことができるよう、その歴史や現状を学ぶ人権教育を推進することは極めて重要なことと考え ている。
- お示しの大阪人権博物館において展示、収集保存されてきた資料は、これまでから児童生徒の人権学習や府職員等の研修など様々な機会をとらえ、教育啓発に利用してきたところであり、大変貴重なものであると考えている。
- この間、保有している財団から当該収蔵資料の保存管理などについて相談を受けており、 今後、関係者とも協議、調整を図りつつ、府として何ができるのか、しっかりと検討してまい りたい。
- また、府民への啓発や人権教育においても、積極的に活用してまいりたい。

4. 「子ども輝く未来都市・大阪」の実現

4-1① 子どもを虐待から守る取組み

(笹川理議員)

次に、「子ども輝く未来都市・大阪」の実現に向けて、質問いたします。

子どもへの虐待は、重大な人権侵害であり、法律上も禁止されている許されない行為です。 昨年1年間に、大阪府警が受理した児童虐待をめぐる通報は9,070件で、この内7,136件につい て、虐待と認知され、府警が虐待被害の疑いで児童相談所に通告した子どもの数は1万2,294 人、7年連続で全国最多だったとのことです。通告理由として最も多かったのは、子どもの前 で夫婦間の暴力をふるうなどの「心理的虐待」であり、全体の7割以上を占めているというこ とですが、この他、児童虐待による検挙件数は、107件と過去最多で、半数近くが傷害事案 だと聞いています。

先日、摂津市で3歳の男の子が熱湯を少なくとも5分以上浴びせ続けられて殺害されるという、言葉を失うほど痛ましい事案により、母親の交際相手の23歳の男が逮捕されました。逮捕された男は容疑を否認しているとのことですが、この嫌疑が事実であれば、私自身が同じ年頃の子をもつ者として、この子がありえないほどの苦痛を受けながら息を引き取っていったことに、許せない気持ちでいっぱいになります。この子はこのような人生と苦痛を受けるために生まれてきたはずがありません。せめてものご冥福をお祈りし、哀悼の誠を捧げます。

摂津市の会見では、この事件が起こる前の今年5月、母親は市役所へ「交際相手が子どもをたいた」と話をしていたとのことであり、この6日後に、市の担当者が自宅を訪れ、母及び容疑者とみられる母親の交際相手と話をしたとのことです。また、保育所から、虐待を疑わせる情報提供や、母親の知人から保護をもとめる相談もあり、市はこの家庭について、要保護児童対策地域協議会において、府の児童相談所と情報を共有していたということですが、結果として、このような痛ましい事件が起こりました。

全国的に重大な児童虐待事件が後を絶たない中、府子ども家庭センターでは、全ての児童虐待通告事案の全件を警察に共有する仕組みを運用していると聞いてきました。子どもを守るのは大人の責務であり、子ども家庭センターには、無責任な大人から子どもの命と生活をなんとしてでも守っていただきたいと強く願っています。

そこで、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有や、現在取り組んでいる警察との全件情報共有の仕組みについて、そして、今回の事案が警察へ情報提供されなかった理由について、福祉部長に伺います。

(福祉部長答弁)

- まず、亡くなられた子どもさんに対し、心よりご冥福をお祈り申し上げる。
- 要保護児童対策地域協議会いわゆる要対協は、市町村の福祉、教育、保健部門や府子ども 家庭センター等関係機関が連携し、地域の要保護児童等について情報共有や支援内容の協議を 行う組織であり、府内の全市町村が設置をしている。
- 要対協においては、事例ごとにリスクアセスメントを行い、市町村か府子ども家庭センターのいずれかを主担とすることを決定して、支援の状況などを報告し、適切な支援内容の協議等進行管理を行う。市町村が主担となっている事案であっても、重症度や緊急度が高まり、一時保護などの対応が必要と考えられる場合には、府子ども家庭センターへ事案の送致が行われ、虐待通告として受理している。
- 警察との全件情報共有については、府子ども家庭センターと警察が、適切な役割分担の下、児童の安全確認・確保を迅速かつ的確に行うため、平成30年8月より、府子ども家庭センターが受理した虐待通告事案について、市町村からセンターへ事案の送致があったものを含め、実施している。
- この度の事案については、市から府子ども家庭センターに送致されなかったため、仕組みとして警察に情報提供する対象にはならなかった。
- 児童虐待を防止するため、これまで様々な取組みを行ってきたが、このような痛ましい事件が起こったことを重く受け止め、事案が生じた原因や背景等について検証し、このような事態が起こらないよう、一層取り組みを強化していきたいと考えている。

4-1② 子どもを虐待から守る取組み

(笹川理議員)

警察との全件情報共有の仕組みについてはわかりましたが、この仕組みの中で警察との情報 共有の外にあった子どもが亡くなっています。今回の事件について、点検・検証専門部会にお いて検証を行うと聞いています。

私ども会派としても、この子の命を救う方策や仕組みはなかったのか、しっかりと検証すべきと考えています。

子どもを虐待から守る取組みに関しては、コロナ禍による家庭内の環境変化によって、児童虐待の増加や深刻化が危惧されることから、今年8月に維新府議団から知事へ手渡した『施策提言』においても、「保護等の判断にあたっては、子どもや保護者の状況等を知る学校等の在籍機関、医療機関、警察等の関係機関との連携を更に強め、情報収集及び共有を密に行うこと。そして、どこの部所の指揮と判断で、子どもを守る行動をとるのか、責任の明確化を図ること。」を求めてきました。

大阪において、児童虐待は極めて深刻な問題です。この問題を解消しない限り、「子どもが輝く都市・大阪」の実現はありえません。今回の痛ましい事件を踏まえ、子どもを虐待から守るため、どのように取り組んでいくのか、「重大な児童虐待ゼロ」を目指しておられる知事のご所見を伺います。

(知事答弁)

- まず、亡くなられた子どもさんに対し、心から哀悼の意を表する。
- この度の事件について、弁護士や医師、学識経験者で構成される児童虐待事例等点検・検証専門部会において、事実の把握と、関係機関における情報共有のあり方など、子どもの視点に立って事案が生じた原因の分析等を行い、必要な対策などをとりまとめ提言をいただくこととする。
- また、子ども家庭センター及び市町村においては、それぞれが担当する事案について、改めて必要な対応ができているかの緊急の点検を行う。

○ このような痛ましい事件を二度と繰り返さないためにも、いただいた提言をもとに、再発防止策を講じ、府内市町村や関係機関と緊密に連携を図りながら、府域全体の児童虐待の対応力をより一層強化していく。

(笹川理議員)

府として、より一層、児童虐待防止の取組みと組織的対応力を強化していただくことをお願い致します。

4-2 重層的支援体制整備事業

(笹川理議員)

今年度から、重層的支援体制整備事業が、市町村の任意事業として始まりました。本事業は、社会的孤立やダブルケアなど、制度の狭間に陥った方や複合化・複雑化した課題を抱える方に対して、高齢福祉・障がい福祉・児童福祉・生活困窮等の各分野の支援機関等が協働し、課題解決に結びつける支援と、見守り続ける伴走支援を行っていくものであり、府内市町村には積極的に取り組んでもらいたいと考えています。

このような各分野の取組みが制度の枠を超えて横断的に連携することによって、制度の狭間が埋められていくものと認識していますが、こうした仕組みを構築するためには、関係機関の協力と支援にあたる方々の各制度への理解が必要となります。このため、重層的支援体制整備事業の仕組みを構築する市町村職員と関係機関が制度への理解を深めるとともに、支援に直接あたる方々のスキルアップに向けた人材の養成が重要となってくると考えます。

重層的支援体制の整備が市町村で進むよう、分野を超えた連携促進や人材養成について、府がどのように支援していくのか、福祉部長に伺います。

(福祉部長答弁)

- 複合化・複雑化した課題を抱える方々を地域でしっかりと支援するためには、市町村におけるそれぞれの支援機関が制度の枠組みを超えて連携できる仕組みづくりと、この仕組みのもとで直接支援にあたる方の人材養成が重要と認識。
- このため、府としては、制度の理念や体制整備の具体的手法等を学ぶ全体研修会を開催しており、昨年度は、府内42の市町村と35の市町村社会福祉協議会の職員等に参加していただいたところ。

加えて、今年度は、各分野の支援機関で支援にあたる方々を集めたブロック別研修会を開催し、意見交換の場の提供による市町村間の交流や関係者のネットワーク構築等を進める予定。

○ これらの取組を通じて、府内全市町村において重層的支援体制整備事業が展開されるよう、しっかり支援していく。

4-3 課題を抱える生徒への支援体制の強化

(笹川理議員)

課題を抱える子どもへの支援体制を強化するには、学校をプラットフォームとした対策を推進し、子どもたちが抱える課題や貧困問題に対応できるよう、教員の力だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった方々と一緒になって、まさに「チーム学校」として、児童生徒を支えていくべきです。

しかし、府立高校では、全校にスクールカウンセラーを配置しているといえども、ほとんどの学校が1校あたり年間10回という配置になっています。一方、私学では、スクールカウンセラーが常勤し、生徒たちと様々なコミュニケーションをとっている学校もあると聞きます。また、スクールソーシャルワーカーについても、配置されている府立高校は一部の学校に限られており、大幅に拡充させていくべきです。

府立高校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充について、教育長は、今後どのように取り組んでいかれるのか、所見を伺います。

(教育長答弁)

- 議員ご指摘のとおり、貧困を含め様々な背景のある生徒を支援するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家を活用し、組織として子どもたちを支えることが重要。
- スクールカウンセラーについては、全ての府立高校に月1回配置することを基本としつ つ、各校のニーズに応じ、 追加配置を行うなど、弾力的な対応 を 行ってきた ところであ り、今後もより適切な配置ができるよう努めてまいる。
- スクールソーシャルワーカーについては、現在、エンパワメントスクールや定時制高校など、32校に配置しており、生徒を取り巻く状況が複雑化、多様化する中、未配置校の案件にも対応できるよう、今後、さらに充実させていく必要があると考えている。

(笹川理議員)

さらに充実させていく必要がある、と教育長は答弁されました。生徒たちのために、十分な 予算を確保し、府立学校においてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 を拡充させることを強く要望いたします。

4-4 私学助成の充実

(笹川理議員)

現在、大阪府内の高校生の約44%、中学生の約10%が私学に在籍しています。公立高校 と私立高校が互いに切磋琢磨し、公教育の質を向上させることが「教育日本一・大阪」を実現 することになると考えます。

後期中等教育である高校においては、グローバル社会で活躍する人材の育成や安全で安心な学びの場の提供、また、ICT学習環境の整備など、様々な場面で多額の経費が必要となっています。

しかしながら、私立高校を運営する上で、必要不可欠な経常費補助金については、大阪府における生徒1人あたりの単価が国の財源措置額を約2万5千円下回っており、全国では下から2番目、近畿圏では最下位となっています。

令和2年度には、国の就学支援金が引き上げられ、年収590万円未満の世帯への「私立高校授業料実質無償化制度」が全国で展開されていることもあり、このままでは、他府県と比べ、大阪府内の私立高校に通う生徒の教育・学習環境に影響を及ぼすのではないかと危惧しています。

私ども会派の今夏の『施策提言』においても、このような現状が私学教育に与える影響について、検証を行っていただくことを求めましたが、教育長の見解を伺います。(494)

(教育長答弁)

- 私立高校に対する経常費補助金については、学校収入の約3割を占め、授業料収入に次ぐ 重要な財源となっており、私立高校における教育条件の維持向上、ひいては大阪の教育力向上 を図るためには、適正水準の補助を行うことが必要と認識。
- 府の経常費補助金の補助単価は、府立高校における生徒一人当たりの所要経費をもとに算出した標準教育費の2分の1としているが、ご指摘のとおり国の財源措置額を下回っている。
- 一方、全国では37の都道府県が国の財政措置額を上回る補助単価を設定しているところ。

○ 今後、他府県の補助単価の算出方法等を調査するとともに、こうした状況が府内私立高校の教育に与える影響について、私立高校の教育コストや財務状況などを基に検証を行ってまいる。

(笹川理議員)

公教育の質を向上させるため、スピード感をもちつつ、ヒアリングも行い、しっかりと検証 し、その結果をお示しいただくことを求めます。

4-5① これからの時代の大阪に相応しい高校の在り方

(笹川理議員)

私ども、維新府議団は、これまでも、府立高校の在り方に関して、議会の場で幾度と教育庁 と議論し、先の2月定例会の討論においても、「これからの府立高校の在り方を検討するにあ たって、抜本的な改革と主体的な再編整備を求め」てきました。

令和3年度入試において、志願の二極化と急速な少子化により、府立高校の3校に1校に当たる40校が募集志願割れとなり、16校が3年連続定員割れとなりました。この状況は、構造的な問題、システムエラーを抱えていると考えます。

パネル⑤ 大阪府立学校条例 第2条2項

大阪府立学校条例 第2条2項

入学を志願する者の数が三年連続して定員に

満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと

認められるものは、再編整備の対象とする。

府立学校条例第2条2項には、「入学を志願する者の数が3年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする」と規定されています。この規定に従えば、その後も改善する見込みがあると判断される高校を除いて、3年連続定員割れした高校は再編整備の対象となると理解しています。

23

パネル⑥ 3年連続定員割れしている学校

3年連続定員割れしている学校

	志願状況(二次選抜後)					
学校名		H29	H30	H31	R2	R3
	定員	210	210	210	210	210
箕面東	志願割れ数(人)	-	-	10	28	33
島本	定員	240	240	240	240	240
五本	志願割れ数(人)	14	-	82	98	158
福井	定員	240	240	240	240	240
18.71	志願割れ数(人)	29	-	23	73	109
装田	定員	240	240	240	240	240
9K ED	志願割れ数(人)	3	-	46	74	129
大正白稜	定員	-	240	240	240	240
入正日極	志願割れ数(人)	-	-	34	78	97
野中の	定員	240	240	240	240	240
27=4	志願割れ数(人)	2	-	2	4	52
かわち野	定員	240	240	240	240	240
11-47-027	志願割れ数(人)	-	-	17	18	91
枚団様風	主員	240	240	240	240	240
1041101140144	志願割れ数(人)	-	5	27	11	-
西成	定員	210	210	210	210	210
12376	志願割れ数(人)	-	-	7	4	22
平野	定員	240	240	240	240	240
727	志願割れ数(人)	2	-	12	78	118
美原	定員	240	240	240	240	240
3C100	志願割れ数(人)	-	-	15	27	87
泉鳥政	定員	240	240	240	240	240
水源収	志願割れ数(人)	-	-	15	1	80
18	定員	210	210	210	210	210
99	志願割れ数(人)	-	8	58	56	58

※岬高校は 4年連続 定員割れ

※枚岡樟風高校は令ま2年度におすましまにおすままりままりにより<

先にも述べましたが、3年連続定員割れした府立高校は16校です。しかしながら、先日、教育庁が教育委員会会議で示した再編整備の対象校は、島本高校、茨田高校、泉鳥取高校の3校です。また、昨年度時点で再編整備の対象校となっていた岬高校と枚岡樟風高校の名前はありません。また、志願割れ数を見ると、今回示されている募集停止校の一つより、大幅に定員を満たしていない高校もあります。

パネル⑦ 大阪府立学校条例における「再編整備」

大阪府立学校条例における「再編整備」

再編整備≠募集停止

再編整備の手法

「統合整備」

複数校を募集停止して統合⇒新校設置

「機能統合」

募集停止校の取組みを他校に継承

「単独改編」

再編対象校の学科を別学科に改編など

もちろん、再編整備は募集停止だけではなく、機能統合や学科再編などの手法があると理解 しています。

先日、校名の上がった3校以外の3年連続定員割れとなった高校は、どのような判断を行ったのでしょうか。

今回示されている再編整備案が、どのような理由や判断でこのような府教育庁案となったのか、橋本教育長に見解を伺います。

(教育長答弁)

- 現在の再編整備計画は、平成31年度から令和5年度までを計画期間とし、将来の中学校 卒業者数の推計等を踏まえ、府・市あわせて8校程度の募集停止を公表することとしており、 これまでに3校の募集停止を公表し、残り5校となっている。
- 高校の募集停止の決定は、受験生に与える影響が大きいと認識しており、受験環境の激変による中学生の混乱を避けるため、計画的に進める必要があり、今回の対象校は4校、うち募集停止は3校とする案とした。
- 令和3年度選抜時点で、3年連続して志願者数が募集定員に満たない高校は、現再編整備計画において改編を進めている工科高校2校と能勢分校を除くと13校である。
- 募集停止校(案)のうち島本高校と茨田高校は、ともに3クラス規模で募集定員未充足となっており、泉鳥取高校は2クラス規模で募集定員未充足となっていることに加え、同校生徒の主な出身行政区における今後の中学校卒業者数の減少見込みが、府全域と比較しても大きい状況となっている。
- 以上のようなことから、大阪府立学校条例第2条に規定する「改善する見込みがないと認められるもの」と判断し、募集停止しても、対象校に通っている生徒の出身地域に在籍する中学生の就学機会が確保できることなどを勘案し、募集停止校(案)として決定した。
- 残る9校についても、今後、令和4年度選抜を含む志願者数の推移や今回案として公表している再編整備の影響等を勘案し、再編整備について検討してまいる。

(笹川理議員)

再質問いたします。今回示された3校の募集停止案の考え方について、教育長としての見解 をお聞きしました。この考え方は、これまでの再編整備とほぼ同じ方向性だと思います。

しかしながら、これまでは、その年度において、3年連続定員割れした高校は数校であり、 当該校を再編整備・募集停止するかどうかの判断で済んでいましたが、今年度の3年連続定員 割れ校は、10年間の再編整備計画で示されている校数を上回る数となっており、これまでと 違って、どこの高校を募集停止し、どう再編整備するのか、優先順位をつけて、地域バランス を考慮しながら、実行する必要に迫られていると考えます。



パネル⑧ 3年連続定員割れしている学校位置図

3年連続定員割れしている学校位置図 | REBBRICATION |

スクリーンをご覧ください。3年連続定員割れしている普通科系高校をマップに示すと、固まった地域に多くあることがわかります。たとえば、かつての学区ごとに見ても、旧3学区は最多の5校が3年連続定員割れとなっています。調べたところ、旧学区ごとの中学3年生1,000人あたりの公立高校数は、旧1学区が2校、旧2学区が2.5校、旧3学区が2.8校、旧4学区が2.5校となっていることから、旧3学区のエリアは、高校が飽和状態であり、定員割れ校が多くなっているのではないかと考えられます。しかし、今回示された募集停止校には、旧3学区の校名はありません。そして、先にも述べた大幅に定員割れしている高校がこの旧3学区にあります。

また、旧学区エリアではなく、地域ごとで見ても、偏りがあることから、府内のどの地域に住んでいるかという地理的条件により、中学3年生が進学先として希望する高校の選択数に相当な差があると言えます。

パネル⑨ 大阪府立学校条例 第2条1項

大阪府立学校条例 第2条1項

府立学校は、教育の普及及び機会均等を図りつつ、将来の幼児、 児童及び生徒の数、入学を志願する者の数の動向、当該府立学校 の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情を総合的に 勘案し、効果的かつ効率的に配置されるよう努めるものとする。

26

府立学校条例第2条において、注目していただきたい言葉は、「機会均等を図りつつ」の部分と、「地域の特性その他の事情を総合的に勘案しつつ、効果的かつ効率的に配置されるように努める」との部分です。この条文をどのように解釈するかによって、再編整備の進め方、対象校選定の優先順位も変わってくるものと思われます。

いま3年連続定員割れの高校が16校あり、その校数以下の募集停止校の選定となれば、優先順位をつけて、募集停止校を選定することとなり、第2条2項の前提となる本箇所の条文を踏まえて、当該校が募集停止となることによるその地域の中学生の進学先の選択肢の数や通学コスト、高校の地域偏在性を勘案した募集停止校の選定を行うべきではないかと考えます。

今回示された募集停止校3校の選定は、このような考え方が含まれているのか、教育長に伺います。

(教育長答弁)

- 具体的な募集停止校の検討にあたっては、府立学校条例の「改善する見込み」を判断する 必要がある。「改善する見込み」ということについて判断するにあたり、先ほど申し上げたと おり、定員未充足数の大きさ、また、当該地域の将来の中学校卒業者数の推計等に加えて、 「学校の特色」、「地域の特性」なども総合的に勘案して判断した。
- また、募集停止しても、対象校に通っている生徒の出身地域に在籍する中学生が、通学コストの問題や進学先の選択肢がなくなることにより、高校の就学を断念するようなことが生じないか、なども勘案し、決定した。

(笹川理議員)

3年連続定員割れした高校のうち、改善する見込みの判断を、その地域の中学生数の推計、 つまり少子化しているかどうかが基準の上位となれば、府内の中心部ではなく、人口減少エリ アから募集停止校が優先的に選定され続けることとなります。

そうなれば、効果的かつ効率的な配置とはならず、システムエラーが拡大することを危惧します。

条例に基づき再編整備を推し進めるためにも、バージョンアップした考え方による戦略的な 実行計画が必要です。この件に関しては、今後、検証と議論を深め、次期『府立高校再編整備 計画』の策定に向け、実効性のある提案をしてまいる所存です。

4-5② これからの時代の大阪に相応しい高校の在り方

(笹川理議員)

今夏に維新府議団から知事へ手交した『施策提言』において、2024年度以降に適用される「次期『府立高校再編整備計画』の策定にあたって、現在の府内の乳幼児数から2035年頃の生徒数を推計し、その数値を基に、高校の地域偏在を考慮した上で、府立高校の総数を「100校」として、1校に複数学科・コースを設置する等の多様性を確保し、地域において様々な進路選択や特性を活かせる高校を設置すること。」を求めています。

大阪府における 2 0 1 9 年の出生数は 6 万2,557人です。今の 1 5 歳が生まれた 2 0 0 6 年の出生数は 7 万7,641人であり、 2 0 3 5 年には今より 1 5 歳人口は、約 1 万 5 千人も減ることになります。

また、私立高校授業料無償化により、年々、私立高校に進学する比率が増えてきており、今年度、府内の私立高校に進学した生徒数は3万人を超え、さらには、在籍数が全国で2万人を超えるN高校のような新しいスタイルのネット通信制高校の人気も高まってきており、全国で16人に1人の高校生が通信制高校に進学しています。

現在、府内の高校の公私の在籍数の比率は概ね4:3ですが、前述のような傾向が続くと、公立高校入学者は約3万人となることもシミュレーションでき、2035年に府立高校を「100校」とすることは、可能だと考えます。

本来、府立高校の再編整備の推進は、生徒にとっての学びの環境や学校生活の質の向上に資するものでなくてはなりません。現在、府立学校の多くの校舎が老朽化しており、施設の天井の落下、トイレ環境の悪さ、インターネット環境の脆弱さ、などの問題を抱えています。たとえ、校舎の長寿命化を図り、単純に築70年まで使用できるよう大規模改修等を行ったとしても、校舎の建替え等の支出を先送りにしてるだけにしか思えません。いつか、多くの学校施設に対して、多額の費用で建替えを行うのか、大規模改修するかの決断に迫られます。

このような問題と府の厳しい財政状況を鑑みると、加速的な再編整備と建替え・大規模改修をセットにした戦略的な総合計画が必要不可欠だと考えます。

大事なことは、府立高校の校数を今の3分の2にすることで捻出される財源を、校舎の大規模修繕や建替え、ネット環境など時代にあった学習環境の整備、感染症対策の観点からの教室内等の空調・換気対策、教員・学校スタッフの配置拡充、などに充当し、1校当たりの予算を大幅拡充するということです。つまり、「選択と集中の概念」をもち、資産マネジメントの視点をもった、地域偏在にも考慮した戦略的な再編整備を推進し、生徒の学習環境と学校生活の質の向上を迅速に図るということです。私ども会派のこのような考えに対する、教育長の所見を伺います。

(教育長答弁)

- 議員ご指摘のとおり、生徒減少を教育環境・教育条件等の教育の質的向上を図る好機と捉え、教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進していくものと認識している。
- 今後も、少子化が進む中で、現計画以降も引き続き、計画的に再編整備を進める必要がある。
- 計画的に再編整備を進めるにあたっては、募集停止とした学校校地の売却益等も含めて、 財源を確保し、同時に教育環境の充実を図っていきたい。
- 次期計画においても、現計画と同様に、今後の中学校卒業者数の推計を踏まえて試算を行い、計画期間内の募集停止校数を算定し、お示しする必要があると認識している。

4-5③ これからの時代の大阪に相応しい高校の在り方

(笹川理議員)

この件に関しては、知事にもお聞きします。生徒の安全の確保や学習環境の質を担保すために、府立高校の校舎・施設を長寿命化させる改修や建替えなどに必要な予算を捻出することは、府の厳しい財政状況であっても、次世代への投資を掲げる維新の会として、放置することはできない課題だと考えます。この課題に対し、これまでの当たり前の考え方ではなく、大胆で革新的な方策を用いて、老朽化対策を検討していくべきです。知事のお考えをお伺いします。

(知事答弁)

○ 現在、築後50年を超える学校が2割を超えているが、10年後には7割を超えることとなる。そのため、老朽化に対応した施設整備の財源確保方策を含め、整備手法について検討していく必要があると考えている。

(笹川理議員)

知事のお考えをお聞きしました。財源確保方策を含め、整備手法を検討していく必要がある との認識も示されました。

4-54 これからの時代の大阪に相応しい高校の在り方

(笹川理議員)

維新府議団は、これまでも、公設民営高校を創設することにより、大阪全体の教育力を向上させることを求めてきました。その手法は、地方公共団体が、校地、校舎を譲渡または貸与や出資を行い、共同で学校法人を設立し、大学や専門学校などを運営する学校法人、社会福祉法人、教育関連の事業者や先進的な企業などに運営を任せるというものです。

この公私協力方式による公設民営学校は、多様な価値観や専門性の高い分野の教育が提供できます。また、府立高校の土地建物を活用し、民間が私立学校として運営することにより、民の力による施設改修が期待でき、老朽化の進む府立高校の改修費を抑えられるという資産マネジメントの観点からも、

パネル⑩ 大阪府立学校条例における「再編整備」(現在)

大阪府立学校条例における「再編整備」

再編整備≠募集停止

再編整備の手法

「統合整備」

複数校を募集停止して統合⇒新校設置

「単独改編」

再編対象校の学科を別学科に改編など

「機能統合」

募集停止校の取組みを他校に継承

いまの再編整備の手法に加え、

パネル⑪ 大阪府立学校条例における「再編整備」(「公設民営」を追加)

大阪府立学校条例における「再編整備」

再編整備≠募集停止

再編整備の手法

「統合整備」

複数校を募集停止して統合⇒新校設置

「機能統合」

募集停止校の取組みを他校に継承

「単独改編」

再編対象校の学科を別学科に改編など

「公設民営」

PFI等の手法で学習環境を向上

11

再編整備の新たな手法として実施していくべきと考えます。

これからの時代の大阪に相応しい高校の在り方の一形態として、公私協力方式による公設民 営高校の創設を前向きに検討し、計画していくべきと考えます。教育長に、現在の研究・検討 状況を伺います。

(教育長答弁)

- 公設民営学校の検討にあたっては、府として、設置の意義やメリットを整理する必要があると考えている。
- 先日開催した学校教育審議会では、公私協力方式により平成3年4月に、不登校生徒等への支援を目的とした高等学校を開設した岡山県の事例について、ヒアリングを行った。
- 今後、例えば情報や福祉など、専門性の高い教育分野に関する、公設民営学校方式による 教育効果や資産マネジメントの観点から府にどのようなメリットがあるかについても、さらに 研究を深めていく。

4-5⑤ これからの時代の大阪に相応しい高校の在り方

(笹川理議員)

この件に関しても、知事にもお聞きします。公設民営高校の創設は、維新の会が進める「民でできることは民で」の考え方にも合致します。

府立学校の施設老朽化は極めて深刻な問題です。たとえ、長寿命化しても、大規模改修や建 替えを先延ばししているだけで、時が来れば多額の公費投入が必要となります。 府の財政状況 を考慮すれば、この問題に対して、今から手を打っていく必要があります。

その方策の一つとして、 PFIのような手法で、校舎施設の改修や建替えを促進できる「公 私協力方式による公設民営学校」を創設して、この問題を解決していくべきではないか、と考 えます。そして、この手法を再編整備の一つとして、大阪の教育力を高めていくべきではない でしょうか。知事のお考えをお伺いします。

(知事答弁)

- 府立高校の老朽化対策として、民間活力の活用を検討することは、重要な視点であると認 識。
- 現時点において、お示しの公私協力方式による公設民営学校が校舎施設の建替え等を行うことは、全国的にもほぼ例がないと聞いているが、実現可能性を含めて、教育庁において設置 意義やメリット 、その手法などを研究してもらいたい。

(笹川理議員)

前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。ぜひ、実現したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

4-6 安全な通学路の確保

(笹川理議員)

今年6月、千葉県において、見通しの良い直線道路で、下校中の児童の列にトラックが衝突 し、5名が死傷するという痛ましい事故が起きました。

パネル⑫ 東淀川署と地域による見守り活動



東淀川署と 地域による 見守り活動

私の地元、東淀川区においては、この事故を受け、区内の小学校全16校の通学路で、東淀川警察署と地域団体の皆様が、横断歩道や交差点などに立ち、登校する児童の見守り活動を実施してくださいました。二人の息子を地元の小学校に通わせている保護者としても、本当に感謝しております。

ただ、このような痛ましい事故を二度と起こさないために、通学路において、車等のスピードが出やすい場所や、事故の危険性が高い場所、保護者や地域住民から改善要望があった場所など、危険な箇所において、道路拡幅を含む歩行者空間の確保やガードレールの設置等の安全対策の強化が必要です。

府管理道路における通学路の安全対策については、十分な予算確保を行い、取組みを進めて行く必要があると考えます。都市整備部長のお考えを伺います。また、市町村道にも危険箇所があることから、市町村ともしっかり連携、協力し合いながら、取組むべきと考えます。併せて、都市整備部長に所見を伺います。

(都市整備部長答弁)

- 千葉県八街市での児童の死傷事故を受け、令和3年7月に国から通知があり、これに基づき、現在、市町村教育委員会及び各学校において危険箇所の抽出を行い、警察、道路管理者など関係機関と連携し、通学路の緊急合同点検が行われているところ。
- この結果を受け、市町村教育委員会及び各学校が、関係機関と協議した上で、対策案を作成し、関係機関は、その案に従って計画的に対策を実施することとなっている。
- 今後、お示しの府管理道路については、道路管理者として安全対策が必要な箇所において、歩道整備やガードレールの設置、歩行者の退避スペースの確保、減速を促す路面標示などに取り組むこととしており、必要な予算の確保に努めていく。
- また、市町村道についても、府管理道路と一連の安全対策が必要な箇所について、連携・協力し、対応していくとともに、それ以外についても、市町村との会議の場等の機会を通じて、技術的助言を行っていく。

4-7 府民生活の安全や平穏確保のための取組み

(笹川理議員)

次に、今定例会に上程されている『大阪府暴力団排除条例の一部改正案』に関して、お尋ね します。

六代目山口組と神戸山口組の暴力団対策法に基づく特定抗争指定暴力団への指定に伴い、府内では大阪市と豊中市が暴力団対策法に基づく警戒区域となっており、区域内では組事務所の使用や新設などが禁止されているものの、府民にとっては、住居地域内に組事務所があることや新設されることで、大変な恐怖や身の危険を感じます。

私ども会派としては、府民生活の安全や平穏を確保するために、府警本部の皆様には、より 一層の対策や取組みを行っていただきたく、とりわけ、学校近辺や通学路など、子どもが多く 利用する空間においては、心理的安全性の確保も含め、取組みを強化していただきたいと考え ております。

そこで、本条例を改正する目的と意義、及び施行後の効果をどのように考えておられるのか、警察本部長にお伺いします。

(警察本部長答弁)

- まず、大阪府暴力団排除条例の一部を改正する目的と意義についてお答えいたします。大阪府暴力団排除条例は、府民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除することを目的として、平成23年4月1日に施行され10年が経過いたしました。その間、平成27年8月に始まった六代目山口組と神戸山口組の対立抗争が激化し、令和2年1月以降、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、両組織を特定抗争指定暴力団等に指定し、現在、大阪市及び豊中市をはじめ全国20市町を警戒区域として定めて、警戒区域内における暴力団事務所の立入り等を禁止しております。
- そのような中、一部の組織が警戒区域外へ暴力団事務所を移転する動きを見せている状況にあります。現条例では、青少年の健全な育成を図ることを目的として、学校等の保護対象施設から200メートル以内の区域における暴力団事務所の開設又は運営を禁止していますが、その規制にかからない場所への移転・新設が懸念されております。
- よって、本条例の一部改正により、都市計画法で定められた住居系用途地域等を新たに規制範囲に追加することで、青少年をはじめ府民の生活や経済活動の拠点に暴力団事務所が進出することを阻止して、さらなる暴力団排除を推進し、その結果、対立抗争の防遏等によって府民生活の安全や平穏を確保することができると考えております。
- 次に、改正条例施行後の効果についてお答えいたします。今回の改正では、都市計画法で定める住居系用途地域、商業系用途地域及び工業専用地域を除く工業系用途地域を新たに暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に追加したいと考えております。これにより、規制範囲となる用途地域は大阪府下の市街地の大部分を占めることとなり、例えば、大阪市内であれば、約85%の範囲で暴力団事務所を造ることなどができなくなりなります。
- よって、今後、暴力団が大阪府下で新たに暴力団事務所を開設又は運営することは非常に 困難となることから、府民生活の安全や平穏の確保につなげることができると考えておりま す。

(笹川理議員)

本条例改正により、府民生活の安全や平穏の確保につながる、との答弁をお聞きし、必要不可欠な改正だと理解しました。警察の皆さんの日々の活動により、私たちは安心して生活を送ることができていると感じることがあります。府警察の皆様の職務遂行に敬意と感謝を申し上げ、引き続き、府民の安全・安心の確保にご尽力いただきますことをお願い致します。

5 大阪·関西万博 5-1 機運釀成

(上田健二議員)

東京オリンピック・パラリンピックが終了し、選手の皆さんの活躍により国民に大きな感動がもたらされたところですが、無観客開催であったため日本の魅力を世界へ直接発信できなかった事は残念なところであります。

ポストコロナの一大イベントとして国家プロジェクトである2025年大阪・関西万博において、大阪関西の歴史や文化、企業の技術力やSDGsの取組み等、広報・機運醸成を大阪・関西に留まらず世界へ向けて戦略的に実施していくことが重要であると考えています。

この10月からドバイ万博が開催され、12月11日のジャパンデーには、可能であれば吉村知事もドバイに直接行かれると聞いているが、各国要人が多数来場されることから大阪・関西万博への参加招請活動のまたとない機会となります。知事の所見は如何でしょうか。

また、現在、国や博覧会協会、民間企業、府や市町村の各イベント等において広報は実施されているが、単発的な印象があり、連携し効果的に対応していくべきだと考えています。

2023年度にはチケットの先行販売も始まること等も踏まえ、関係機関と連携して段階的な広報活動・機運醸成を進めていくためのアクションプラン等を早期に策定するとともに、知事自らPRを行うなど、効果的に取組むべきと考えますが、併せて知事の所見を伺います。

(知事答弁)

- ドバイ万博におけるジャパンデーについては、新型コロナウイルスの感染状況等にもよるが、私自身も赴き、パレードやステージイベントを通じて開催都市大阪のプロモーション活動を行うとともに、各国に対する参加招請活動を行いたいと考えている。
- また、大阪・関西万博の成功に向けて、多くの方々に万博への興味や関心、期待感などを 高めていくためには、戦略的な広報が重要。
- いよいよ、公式キャラクターのデザイン決定や開催1000日前イベント、入場券前売販売などが順次始まっていくことから、年度内を目途に府市でアクションプランを取りまとめるとともに、様々な機会を捉えて、国や博覧会協会と連携して、機運醸成に取り組んでまいる。

5-2 大阪パビリオン

(上田健二議員)

次に、大阪パビリオンについて伺います。大阪パビリオンについては、先日、パビリオン推進委員会総会が開かれ、レガシーとなる建物の一部を残すことも含め、出展基本計画案が承認されました。大阪パビリオンは、内外に広く大阪を発信するとともに、万博の成否にもかかわる重要な役割を担うものと考えています。計画案では「生まれ変わり」を意味する「REBORN」をコンセプトに健康の観点から、ライドでの未来の診断体験、未来の医療、未来の食といったさまざまな未来社会の体験が検討されており、大いに期待しています。ただ、健康や若返りはどうしても中高年が対象といったイメージが強いため、誰もが楽しめるものになるか懸念もあります。先の推進委員会では知事からは再生医療でのミニ臓器の展示などの提案もあったと聞いていますが、子供や家族連れから若者も含めあらゆる世代が楽しみながら、明るい未来を感じることができるパビリオンになるよう、展示コンテンツについて検討いただきたいと考えますが、知事の所見は如何でしょうか。

また、本万博ではSDGsへの取組を掲げており、大阪パビリオンにおいてもSDGsに貢献する観点が必要です。この夏、開催された東京オリンピックの会場では、積極的な木材利用が図られていました。例えば、有明体操競技場では、全長117m幅90mの木造の大屋根を使用するなど、映像を見るだけでも技術力の高さを感じることができました。現在、木材利用の取組は他の多くの自治体でも推進されている状況であり、2025年の万博開催時には、さ

らに加速しているものと思われます。万博開催の意義である、SDGs達成に向けた取組を加速させる機会とするためにも、脱炭素社会の実現に向けた木材利用の積極的な取組が望まれます。大阪パビリオンにおいても、コスト面も考慮しつつも積極的に木材利用をしていくべきと考えますが、知事の考えを併せて伺います。

(知事答弁)

- 大阪パビリオンは、「いのち」や「健康」の観点から未来社会のモデルを提案するととも に、大阪の活力や魅力を世界に伝えていくことをめざして検討を進めているところ。
- 本パビリオンに一人でも多くの方に来場していただくためには、中高年層だけでなく子供から若者、ファミリー層まで誰もが楽しみながら、学び、未来を体感できるパビリオンにしていく必要があると考えている。
- このため、i P S細胞を用いたヒトの臓器を見せるなどチャレンジングな展示を検討するとともに、V R やA R など先端技術の活用や体験型の展示、エンターテイメント性を加えた複数の展示コースの設定など、今後さらに工夫を凝らし、未来を感じられる魅力的なパビリオンにしていく。
- また、木材利用については、SDGsの掲げる低炭素社会の構築に貢献するだけでなく、 その見た目や感触は、人に癒しや心地よさを与えるなど、パビリオンのコンセプトである「リ ボーン」や「健康」につながるもの。
- このため、大阪パビリオンにおいては、会期後のリユースやリサイクルの観点も踏まえつつ、基本設計を進める段階から再生可能な資材である木材を最大限に活用できるよう、しっかり取り組んでいく。

(上田健二議員)

i PS細胞を用いたヒトの臓器には大勢の方が興味を持っていただけることと思います。また、VRやARなどの先端技術の活用や、建物では木材を利用するなど、工夫を凝らして頂きますようにお願いします。

5-3 空飛ぶクルマ

(上田健二議員)

大阪府と大阪市は、大阪・関西万博において輸送手段として活用が期待される「空飛ぶクルマ」の大阪での実現に向け、機体開発を進めるスタートアップ企業、SkyDrive(スカイドライブ(東京))と9月14日に連携協定を締結しました。

実現のためには国による新たな制度構築が必要である一方、すでに約400種類の機体デザインが公表され、世界各国で開発競争が激化している状況であり、予約販売も開始されていると聞き及んでいます。また、全世界で2040年までに「空飛ぶクルマ」の市場規模は160兆円規模になるとの試算もあり、在阪の企業にとってもこの新たな事業分野としての期待が高まっており、機体開発等で大阪の企業がビジネスチャンスを逃すことがあってはならない、世界から遅れを取ってはいけないとの思いがあります。ぜひ、機体の開発などに大阪の中小企業が参画し、優れた技術を活かすことで、大阪の産業の活性化につなげたいと思いますが如何でしょうか。

また、一日も早く万博での実現に目途をつけ、万博の際には、できるだけ多くの人に体験・体感してもらい、その後の普及拡大に繋げていけるような将来像を描いてもらいたい、と考えています。そこで、府として、今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

(知事答弁)

- 次世代モビリティとして期待が寄せられる「空飛ぶクルマ」は、未来社会を象徴する乗り物。こうした新たな分野に大阪の中小企業の優れた技術が活かされることは、大阪の産業活性化、あるいは空飛ぶクルマビジネスの裾野の拡大につながるものと期待。
- そこで、今年度は、大阪での実証実験を踏まえ、官民の関係者が集まる大阪ラウンドテーブルにおいて、空飛ぶクルマがもたらす社会像とその実現に向けたアクションプランを「大阪版ロードマップ」としてとりまとめる。
- 今後、様々な機会を活用して、空飛ぶクルマの活用イメージや地域社会が受ける恩恵など を大阪の中小企業や府民と共有することで、企業の挑戦意欲、府民の期待を高めていきたい。
- 産官学のメンバーそれぞれが強みを活かし一丸となり、大阪で空飛ぶクルマが1日も早く 実現するよう取り組んでいく。

(上田健二議員)

大阪が世界をリードするというぐらいの心意気で取組みを進め、一日も早く空飛ぶクルマの 実用化を図っていただき、大阪において空飛ぶクルマのビジネスモデルを確立していく事を求 めます。

そのためにも、今年度とりまとめるロードマップには、空飛ぶクルマの具体的な活用イメージや普及拡大に繋げていけるような将来像を示すとともに、今後とも、空飛ぶクルマの実現に向けた民間企業等による実証実験の取組みが着実に進められるよう、府としてもしっかりとサポートされるよう要望しておきます。

5-4 ブルー・オーシャン・ビジョン

(上田健二議員)

2019年6月、G20大阪サミットにて共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、「おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム」の取り組みが重要であり、積極的な姿勢で取り組み、市町村や業界等を通じた検討の成果の発信も最大限していただきたいと思います。

また、我が会派からの要望に対して大阪での開催をめざしている「全国豊かな海づくり大会」は万博の翌年の2026年となっています。海洋プラスチックごみを削減するためには、大阪府の取り組みを通じて陸域におけるプラスチックごみの発生を削減することが、有効な解決策となります。1日でも早く、1つでも多くのプラスチックごみを削減していく取り組みを期待しています。大阪・関西万博が、海洋プラごみを考える大きな転換点とすることができると考えていますので、世界からも多くの方が来阪され、注目されるこの万博の機会を捉えて、会場内でのプラごみゼロを実現するという目標設定を行って頂き、大阪がSDGsの実現に貢献すべきと考えますが、府としてどのように取り組むのか、環境農林水産部長に伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- 2025年の大阪・関西万博をプラスチックごみ削減に関する府民の意識と行動を大きく 転換させるチャンスと捉え、プラスチックごみ削減を飛躍的に進めることが重要である。
- 万博会場内においてはリユース可能なボトルや容器の利用を徹底するなど、博覧会協会に対し、プラスチックごみゼロの万博の実現に向け、具体的な提案を行い、意見交換を行っているところ。
- また、プラットフォームで得られたプラスチック代替品の新素材や斬新な3Rの仕組みなどの実証的導入についても同協会に提案し、その後の府域への展開・定着を加速させることにより、SDGsへの寄与と大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現をめざす。

(上田健二議員)

民間ともしっかりと連携を行い、海洋へのプラスチックごみの流出を防ぎ、自然環境をまも るための取り組みのために、対策を更に充実して頂くように要望いたします。

6 大阪と兵庫の連携【要望】

(上田健二議員)

今年8月、20年ぶりに交代された兵庫県の知事に、齋藤知事が就任され、早くも行財政改革に邁進されているとの報道も目にしています。齋藤知事は3年間、大阪の改革に一緒に取り組まれてきた方であり、齋藤知事が兵庫県知事に就任された機会を捉え、連携を密にしていくことが重要と認識してます。関西には、広域課題に対応する組織として、関西広域連合が設立されており、構成する12府県市の合意形成のもと、イノベーションを次々と生み出していく「スタートアップエコシステム」の推進や、ドクターへリの活用等による広域救急医療体制の充実等、様々な取組みが行われていることは承知していますが、よりスピード感を持った対応も必要です。

時期を捉え、経済圏が隣接する兵庫県との間で、例えば、産業連携や阪神港の強化などの取組みが進む事が、大阪・兵庫の成長につながると考えますので、状況に応じて連携に向けての対話を進めて頂くことを要望致します。



7 大阪の成長・発展7-1 新しいまちづくりのグランドデザイン

(上田健二議員)

「グランドデザイン・大阪」と「グランドデザイン・大阪都市圏」の考え方を整理・統合し、大阪全体のまちづくりの方向性を示す新しいまちづくりのグランドデザインについては、本年8月30日に開催された「第3回副首都推進本部会議」において、検討体制が示され、知事、大阪市長、堺市長とともに、市長会や町村長会にも参画いただき、新たに推進本部会議を立ち上げ、11月に設置される大阪都市計画局が中心となって検討を進めると聞いています。新しいグランドデザインの検討にあたっては、市町村と連携して進めていくことが重要だと考えますが、策定の趣旨や今後の進め方について、住宅まちづくり部長の所見を伺います。

(住宅まちづくり部長答弁)

- 新しいまちづくりのグランドデザインは、大阪・関西万博のインパクトを活かし、東西二極の一極を担う「副首都・大阪」として、さらに成長・発展していくため、2050年に向けた大阪全体のまちづくりの方向性を示すものである。
- 検討にあたっては、都心部とともに、府内各地域の特性を活かし、大阪全体のまちづくりを進めることが重要であることから、推進本部会議には、市長会、町村長会に参画いただくとともに、全ての市町村と意見交換を行うなど、市町村の意向や地域資源等を把握し、連携して検討を進めることとしている。
- 今後、府内各地域の特色あるまちづくりの推進、地域資源を活かした連携まちづくりの推進、テクノロジーの積極的な導入等による新しい生活スタイルを先導するまちづくりの推進などについて、市町村と連携して検討を進めることで、大阪全体の成長・発展につながる計画を示したい。

(上田健二議員)

新しいまちづくりのグランドデザインは「2050年に向けた大阪全体のまちづくりの方向性を示すもの」とのことですが、その方向に向けてどう実行していくかが重要であると考えます。検討にあたっては、大阪全体の成長・発展につながる計画となるよう取り組みを進めていただく事を要望します。

7-2 府民の森の活性化とマウンテンエリアの魅力向上

(上田健二議員)

大阪は市街地が海と山に囲まれた自然豊かな地域です。海側のベイエリアは、古くから様々な開発・整備が進み、都市ならではの重要な施設や魅力ある集客拠点が集積しています。一方、周辺山系に目を向けると、府民の森において豊かな自然が保護されているだけでなく、四季折々の花や風景を楽しむハイキングイベント等、自然を活かした取組みは進められていますが、周辺地域を含むまちづくりにはまだまだ活かされていません。この地域をベイエリアと対をなすマウンテンエリアと捉えて地域全体の魅力づくりを考えていく必要があると考えています。

そこで、府内に9つある府民の森をマウンテンエリアの中核を担う地域の資源として、一層 充実し活用を図ることによって、そのエリア全体の更なる魅力向上につなげていくべきと考え ます。

既に、交野市では、年間90万人の来園者を誇るほしだ園地を含めた地域の観光資源を活用した観光振興が検討されており、また、年間100万人以上の登山者がある金剛山に位置する、ちはや園地でも同様の取組みが期待できます。

マウンテンエリアの魅力向上に向け、民間のアイデアや活力を活かした、にぎわいのある府民の森の実現と周辺地域との連携が重要と考えますが、環境農林水産部長の所見を伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- 府民の森の更なるにぎわいづくりを通じて、周辺エリアの活性化やその魅力向上につなげていくことが重要と認識。
- このため、ほしだ園地ほか6園地では、指定管理者に対して、子どもから大人まで楽しめるアクティビティ施設の整備等への投資を求め、現在公募手続きを進めている。また、ちはや園地についても、民間のアイデアを踏まえた利活用の方向性を検討するため、周辺施設も考慮した新たな魅力づくりを求めるサウンディング型市場調査を実施している。
- 民間のアイデアや活力を活かし、府民の森の集客力を高めるとともに、地元自治体と連携 を深めることで、周辺山系を含むエリア全体の魅力向上につなげてまいりたい。

(上田健二議員)

民間のアイデアや活力を活かした取り組みを行うことは非常に重要であると考えていますが、行政として、その活力を活かすための課題整理とその解消に取り組むことも重要と考えます。そういった視点も含め、マウンテンエリアの魅力向上に取り組んでいただくよう要望します。

7-3 大阪広域ベイエリア

(上田健二議員)

「クレセントリンク・おおさかべイ」をコンセプトとする「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン(案)」の実現のためには、「堺泉北港を含めた港湾部の発展、活性化」が重要であると考えており、安心・安全を第一としつつ、2025年 大阪・関西万博を一つの起爆剤として、取り組みを進めるべきであります。

加えて、多様な地域資源やストックを連携させ、利活用することにより、まちの魅力を高め、ベイエリアの活性化を促進することも必要です。

そこで、ベイエリア全体の発展、活性化にあたっては、府がしっかりとリーダーシップをとり、港湾と隣接県を含めたまちが密接に連携し、一体的に取組みを進めるべきであり、まずは、2025年までの具体像を早急に示すことも必要だと考えています。

ついては、大阪広域ベイエリアの一体的な発展に向け、どのように取り組むのか、「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン」を所管する、住宅まちづくり部長に伺います。

(住宅まちづくり部長答弁)

- 夢洲における大阪・関西万博等のインパクトや泉州地域沿岸部の地域資源を活用し、ベイエリア全体の活性化、さらなる大阪・関西の発展につなげるため、本年8月、様々な主体の取組みの基本的な方向性を示す「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン(案)」をとりまとめたところ。
- 当ビジョン(案)に基づき、物流拠点としての更なる港湾機能の強化を図るとともに、大阪・関西万博を契機として夢洲や堺旧港等の拠点のにぎわいづくりを進め、それらを含め大阪湾内の各拠点等を相互に結ぶ海上交通ネットワークを形成することにより、にぎわいの創出や交流機能の充実を図り、ベイエリアの魅力向上・活性化につなげていく。
- また、2025年を短期の目標年次と設定し、各主体の取組みを示しており、その具体化を図るため、民間主導という基本的な考えのもと、関係部局や沿岸市町等と推進体制を整え、ベイエリアに関わる関係者や隣接府県とも連携しながら、「クレセントリンクおおさかベイ」の実現に向け、大阪広域ベイエリア全体の更なる活性化に取り組んでまいる。

フー4 大阪パークビジョン

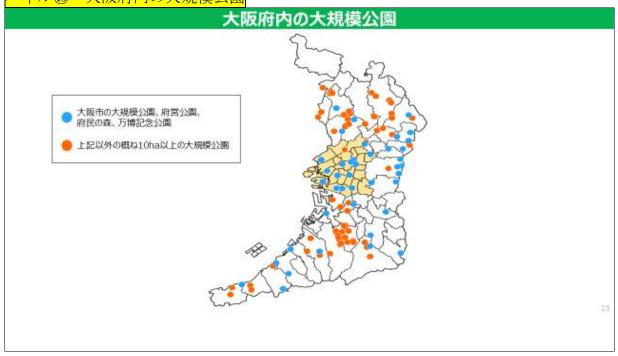
(上田健二議員)

大阪府と大阪市の大規模公園においては、PMO型やP-PFI型など、新たな管理運営制度が導入され、魅力向上に向けて取り組まれています。

大阪を代表する公園緑地においては、それぞれの特性を活かしながら、取組みを連携し、府域全体にその連携を広げていくことが重要と考えます。

昨年の9月議会で我が会派の質問に対し、知事より大阪市の大規模公園と府営公園、府民の森などを対象に、互いのノウハウを活かした方向性などについて、府市一体で「大阪パークビジョン」として取りまとめるとの答弁をいただきました。

パネル(3) 大阪府内の大規模公園



まずは、大阪府・大阪市で検討を進めていくとのことですが、府内には市町村が所管する大規模公園も多くあり、策定の効果を最大限発揮させるためには、ビジョンを府域に浸透させていくことが重要であると考えています。

そこで、大阪パークビジョンに期待することや市町村への今後の展開について、知事に伺います。

(知事答弁)

- 大阪パークビジョンでは、府市連携による取組を推進し、大阪府と大阪市が進めてきた民間活力導入のノウハウを、互いの公園緑地の整備、管理運営に効果的に活かすことで、一層の魅力向上を図り、より多くの府民に利用していただける公園づくりをめざすもの。
- 市町村の公園緑地にも、こうした連携の取組を広げていくことは重要と認識しており、今後、本ビジョンを府内市町村と共有し、連携による相乗効果を波及させ、幅広い世代に渡って、身近に憩い楽しんでもらえるよう、府域全体の公園緑地の魅力向上に向けて取り組んでいく。

7-5 大阪の成長に向けた戦略的な産業用地の確保

(上田健二議員)

大阪が経済的に成長・発展していくためには、多くの企業が大阪に立地することが重要であります。

大阪府内への企業立地や移転に関しては、年間 5 0 件程度、府に対し問合せがあると聞いています。しかしながら、府が関与した産業用地についてはほぼ誘致を終え、現在は幹線道路沿道等の立地特性に優れた産業用地創出を図っているところですが、企業のニーズに充分応えているとは言えない状況にあります。

加えて、府内の投資意欲あるものづくり企業等においては、中長期的な経営戦略を策定し、事業拡大する動きがあることから、継続的に府内に工場等が立地するための環境整備が必要であります。

その受け皿となる産業用地の確保については、府内への企業立地促進や府外への流出防止にもつながることから、大阪の成長に向けた重要な取り組みであり、企業動向も踏まえた産業用地創出など戦略的に確保していくべきと考えますが、商工労働部長の見解を伺います。

(商工労働部長答弁)

- 大阪経済の牽引役である製造業をはじめとした企業立地の促進は、大阪の成長・発展に必要な取組み。このため、府内外の企業の工場や研究施設等が立地するための用地確保は重要。
- 産業用地の確保については、新たな用地の創出や、既に工場等が立地している区域を引き続き維持・促進していくことが課題。このため、府では産業用地の確保を求める市町村と連携した取組を進めるため、平成31年3月に策定した「企業立地に向けた取組方針」に基づき、産業集積を目指すまちづくりに市町村と共に取り組んでいる。
- 具体的には、土地区画整理事業などを活用し、産業用地の創出を図るほか、工業集積の維持・促進を図る地域に対しては、府が「産業集積促進地域」として指定し、産業集積促進税制 や企業立地促進補助金を活用できるよう環境整備を行うなど、企業立地を後押ししている。
- 今後とも、市町村との連携をより密にすることで、地域の動向を捉え、地元の意向を踏まえた取組を、府をはじめ関係者が一体となり、進めていく。そして、各地域で用地創出の動きが活発になるよう情報発信にも努め、産業用地に対するニーズに応えられるよう、取り組んでまいる。

(上田健二議員)

具体的にお示し頂いた「土地区画整理事業の活用」や「産業集積促進地域の税制優遇」といった企業にとって有益な点について、移転や事業拡大を考えている企業にしっかりと認知して頂けるよう、分かりやすい情報発信に取組んで頂きたいと思います。

7-6 大阪農業の方向性

(上田健二議員)

先ほど大阪・関西万博の質問でも触れましたが、近年、SDGsの達成や脱炭素社会の実現への機運がこれまだ以上に高まっています。さらに、今般のコロナ禍によって、府民の価値観やライフスタイルにも様々な変化がおきています。とりわけ農業の分野では、身近なところで栄養豊かな農産物を買い求めたり、農業体験や自家菜園などの形で暮らしに農を取り入れる府民が増加するなど、農への関心がこれまで以上に高まっています。

国においても、2050年の脱炭素社会の実現を視野に、農林水産業でのCO2ゼロエミッション化などを柱とした「みどりの食料システム戦略」を策定されました。

このように、社会情勢や府民の価値観が大きく変化していく中、スマート技術等を活用し、無駄のない生産管理や、効率的な物流網の構築といった取組みを進め、大阪農業の成長産業化と脱炭素社会の実現の両立を目指すなど、大阪農政の変革を進めていく必要があると考えますが、どのように取り組むのか、環境農林水産部長に伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- 脱炭素社会への機運の高まりや、デジタル技術の進展といった社会情勢の変化、コロナ禍で生まれた多様な価値観などを踏まえた上で、大阪農業の成長産業化を図っていくことが重要。
- 現在、有識者等のご意見も伺いながら「おおさか農政アクションプラン」を見直しており、年度内の成案化を進めている。

新たなプランでは、再生可能エネルギーを活用したスマート農業の積極的な推進や、アグリビジネスのスタートアップ支援、マルチワークによる担い手の確保など、新たな取組みや目標値を位置付けたいと考えている。

○ 社会の潮流の変化をとらえ、ポストコロナ社会における大阪の再生・成長につながる大阪 農業の更なる発展をめざしていく。

(上田健二議員)

今、ご答弁を頂いた、「アグリビジネスのスタートアップ支援」や「マルチワークによる担い手の確保」、これは農業の成長に大きな役割が期待できると思いますが、これも先ほどと同じように、実際に取組もうとしている個人や事業者に対し、分かりやすい情報発信や具体的なサポートが必ず求めれると思います。目標値を位置付けられるとの事ですので、数値管理をしっかり行って頂きますよう、お願い致します。

7-7 中央卸売市場の再整備に係るサウンディング型市場調査結果

(上田健二議員)

府では、食品流通構造の変化や卸売市場法の改正等により、市場間競争が激しさを増す中、 将来にわたり、府民に安全安心な生鮮食料品を安定的に供給できる市場のあり方や市場機能の 強化方策について、昨年度から本格的に調査、検討を進めて来られました。

府市場は開設後40年以上経過し、施設や設備の老朽化が進行しています。

我が会派としても、再整備にあたっては大きな投資となることから、数十年先を見据え、しっかりと検討した上で判断すべきと申し上げてきました。

今年度は、昨年度の調査、検討をさらに深めるため、府市場の再整備に関するサウンディング型市場調査を実施したと聞いていますが、提出のあった意見についてどのように受け止めたのか、環境農林水産部長に伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- 今年度実施した再整備にかかるサウンディング型市場調査では、改修・増築、全面建替えの両面について、その実現可能性や民間資本の活用手法、投資意欲、事業期間などを広く民間事業者に意見を求め、ゼネコンやデベロッパー等から様々な提案をいただいたところ。
- 施設の改修・増築での市場機能の強化は、費用対効果から現実的ではなく、これを推奨する事業者は1社もなかった。
- また、建替えにより生み出す余剰地等に対する民間資本の投資意欲が非常に高いことを改めて感じた。

7-8 中央卸売市場の再編成

(上田健二議員)

今答弁があったとおり、今回のサウンディング型調査では、民間投資の意欲が高いと認識したとのこと。

府市場は、開設以来40年以上にわたり、大阪北摂地域を中心に生鮮食料品の安定供給の役割を果たしてきており、今後も府民にとって欠かすことのできない公共インフラです。 このような府市場を今後どのように再整備していこうと考えておられるのか、知事の所見を伺います。

(知事答弁)

○ 今般実施したサウンディング型市場調査では、圧倒的な立地優位性を評価する事業者が多く、民間資本の投資意欲も高いことが確認できたところ。このため、来年度以降、民間資本を活用した建替え再整備の具体的な検討を進めていきたい。

(上田健二議員)

多くの事業者の関心が高い再整備ですので、なるべく詳細に、情報共有を今後も行って頂きますよう要望しておきます。

7-9 公共施設の木材利用

(上田健二議員)

府が整備する建築物における木材利用については、これまで平成23年12月に策定した「大阪府木材利用基本方針」に基づいて取り組んでおり、社会情勢の変化や近年クローズアップされる脱炭素社会の実現等の課題を踏まえ、府有施設における「木造化」や「内装の木質化」を一層推進するべく、耐火性能等の基準が緩やかな3階建てまでの低層建築物は木造を原則化するなどの内容を盛り込んだ、同方針の改正についての検討をされると聞いています。

しかし、府有建築物を見ても警察署や学校、府営住宅において、そのほとんどが4階建て以上であること、また鉄筋コンクリート造の建物であれば将来解体する際に解体コストが高くなることから、4階建て以上であってもコストとの兼ね合いもありますが、木材使用の割合や数量を定める等、現状を踏まえ実効性のある方針へと改正するべきと考えますが、環境農林水産部長の見解を伺います。

(環境農林水産部長答弁)

- 木材を利用することは、CO2の固定のみならず、リラックス効果や湿度変化を緩和させ 快適性を高めるなど、様々な効果が期待できるものと認識。
- 本年6月の「公共建築物等木材利用促進法」改正をうけ、「大阪府木材利用基本方針」の 改定を検討しているところ。具体的には、府が整備する全ての建築物において木材利用を進め るべく、使用量の基準を設定するとともに、設計の段階から当部と協議することをルール化す る。また、耐火構造など厳しい基準が求められる4階建て以上の建築物等についても、新たな 部材や工法の導入による木造化を検討することとしたい。
- 年内を目途に同方針を改正し、速やかに適用することで府有建築物の木造化をはじめ木材 利用を積極的に推進してまいりたい。

7-10 住宅政策

(上田健二議員)

令和3年2月議会での我が会派の代表質問と一般質問において、公的賃貸住宅の量的縮小に向けた取り組みについての質問に対し、「住まうビジョン・大阪」において長期的に住宅セーフティネットとして必要な公的賃貸住宅の量を示し、「府営住宅ストック総合活用計画」において10年後の管理戸数の見通しを示すとの答弁をいただきました。

このたび、「住まうビジョン・大阪(案)」において、30年後の公的賃貸住宅全体の戸数は現時点から約2割減、府営住宅の戸数は約3割減との指標が示され、また「ストック計画 (案)」において、府営住宅の10年後の管理戸数の見通しは10万5千戸と示されました。

戸数指標の設定は、民間賃貸住宅を最大限活用することを前提に、30年後に最低限必要となる公的賃貸住宅を確保することとされています。そのうえで、府営住宅については、再編・整備を通じ、管理戸数の適正化、良質なストックの形成、まちづくりへの活用に一体的に取り組むこととされており、公的賃貸住宅の戸数縮減をしっかりと進めながらストックの再生と合わせてまちの再生に取り組むことは、非常に評価ができるものであります。

しかしながら、これが絵に描いた餅にならないようにするためには、民間賃貸住宅をしっかりと活用していくことが重要です。市場に流通していないものも含め、府内に多くある空き家も活用し、住宅セーフティネットとして活用できる民間賃貸住宅ストックをさらに増やしていきながら、公的賃貸住宅の戸数の縮減に着実に取り組んでいただきたいと思います。

公的賃貸住宅の戸数縮減を進めながら、ストックの再生と合わせてまちを再生していくためには、長い期間が必要であり、非常に大変な事業になると思いますが、どのような決意でこれから取り組んでいくのか、住宅まちづくり部長に伺います。

(住宅まちづくり部長答弁)

- 平成22年の「財政構造改革プラン(案)」で示された「府営住宅の将来管理戸数の半減を目指す」との政策目標について、その後の議会での議論も踏まえ、人口・世帯数の減少や民間賃貸住宅市場の伸長など、時代や状況の変化に対応すべく、具体的施策を以って、30年後の公的賃貸住宅の戸数をお示しした。
- 具体的な施策として、まず、府内一円に立地する民間賃貸住宅を活用し、居住支援体制の さらなる強化を図り、民間での住宅セーフティネット機能を充実させる取組みを進めてまい る。
- さらに、数多く存在する、市場に流通していない空き家の活用も進め、公的賃貸住宅の再編・整備における入居者の移転先をはじめ、セーフティネットとして活用できる民間賃貸住宅の充実を図りながら、公的賃貸住宅の必要戸数について、5年毎の検証などにより、継続的に見直しをしてまいる。
- その公的賃貸住宅については、府、各市町、公社、URの各事業者がしっかりと連携し、 再編・整備を通じて、量的縮小による将来管理戸数の適正化を図り、ストックの再生と併せ て、地域に必要な施設の導入など課題の解消、地域再生に資する事業展開を行ってまいる。

就中、府営住宅については、昭和50年代以前に建設された団地を対象にこの方針のもと取り組んでいくが、事業実施にあたっては、入居者の居住の安定を確保しながら、丁寧に進めていく所存。

○ このように、本施策は大変長期に亘る大きな事業であり、社会情勢の変化への対応をはじめ、公・民の適切な役割分担、居住支援などソフトの充実、各事業者間の連携、地域のまちづくりへの貢献など、組織の総力を挙げて取り組み、府民がより安心して生活できる住まい環境を着実に実現してまいる。

(上田健二議員)

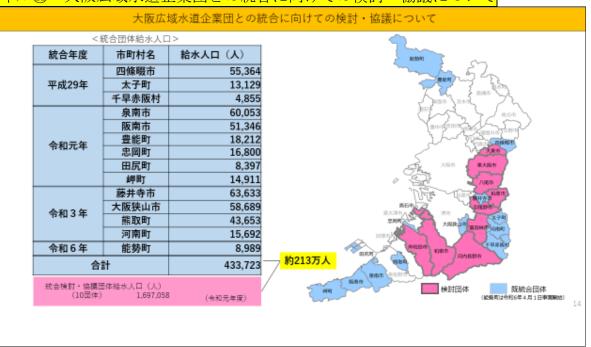
今ご答弁頂いたように、「丁寧さ」と「着実に」を両立し、取組まなければ、ただの目標で終わってしまう計画であると思いますので、5年毎の検証をしっかり行って頂きますよう、そして目標をしっかり進めていけるように、よろしくお願い致します。

7-11 水道一元化

(上田健二議員)

次に、府域一水道について問います。平成24年3月に策定した大阪府水道整備基本構想「おおさか水道ビジョン」で、「大阪広域水道企業団を核とした府域水道の更なる広域化を推進することとし、大阪市を含む府域一水道を目指す。」とされ、これまでに、令和6年度統合予定の能勢町を含めると、府内の約3分の1となる14団体が企業団と統合しました。

パネル⑭ 大阪広域水道企業団との統合に向けての検討・協議について



新たに、10団体が最短で令和6年度の統合を視野に入れ、検討協議を行っており、10月には、大阪広域水道企業団により将来の経営シミュレーションを含めた、最終報告が出される予定となっています。統合を検討している10団体には、中核市の東大阪市、八尾市の大規模団体も含まれ府内市町村の半数以上の24団体、給水人口では200万人を超える規模となります。

企業団との「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」の締結にあたっては、各団体が今後市議会へ表明を行う予定であり、今がまさに今後の水道一元化に向けた重要なタイミングであります。これらの団体の統合が実現されるよう、府としても可能な限りの取組みを通じ全面的に後押ししていただきたいと考えます。知事の所見を伺います。

(知事答弁)

- 府域一水道については、財政基盤や組織運営体制の強化を図ることで、将来にわたる水道料金の上昇幅を抑制し、水道事業を持続可能なものとするためにも、重要であると認識している。
- この10団体の統合によって、中核市を含む半数を超える市町村の水道事業が統合し、給水人口は府域の約4分の1となり、大阪市に次ぐ大規模事業体となることから、他団体への影響も大きく、さらに府域一水道が加速すると大いに期待している。
- そのため、企業団及び統合検討団体と連携を図りつつ、住民理解の促進や国交付金の確保など、府としても、推進役として統合に向けた支援、後押しをしていく。

(上田健二議員)

引き続き、企業団への参加を検討する市町村が増加するよう、各団体との協議を密に行って頂くよう要望致します。

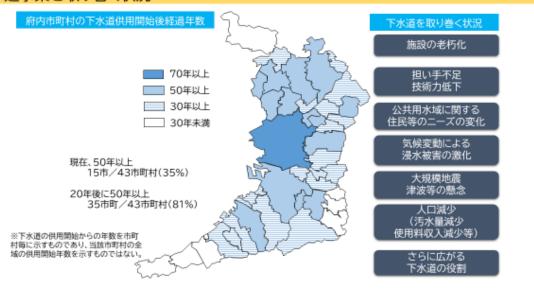
フー12 大阪府市下水道ビジョン

(上田健二議員)

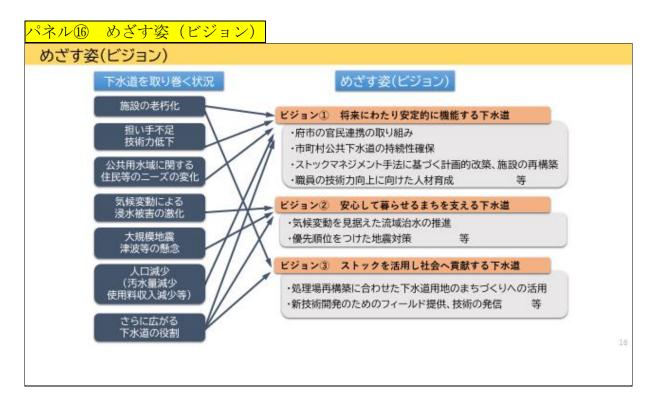
次に、下水道事業について伺います。

パネル⑮ 下水道事業を取り巻く状況

下水道事業を取り巻く状況



府内市町村の下水道は供用開始から50年を経過する市町村が3割を超えており、20年後には8割に達します。今後、施設の老朽化に伴う改築更新事業が増加するほか、担い手となる職員の不足や人口減少に伴う使用料収入の減少など市町村の下水道を取り巻く状況はさらに厳しさを増すことが想定されます。



現在、3つのめざす姿を掲げた「大阪府市下水道ビジョン」を大阪府と大阪市が連携して策定を進めていると聞いていますが、先に示した課題に対応していくためには府による市町村の支援が非常に重要と考えます。知事の所見を伺います。

(知事答弁)

- 府民の安全で快適な暮らしを支える下水道については、府が実施する流域下水道と市町村が実施する公共下水道の双方の事業を、将来にわたり効率的に運営していくことが必要である。
- このため、市町村支援にあたっては、古くから公共下水道事業に着手し、ノウハウを有する大阪市と連携して取り組むことが重要であり、その取組みの方向性を示した「大阪府市下水道ビジョン」の策定を進めているところ。
- 本ビジョンを踏まえ、大阪府と大阪市の下水道事業の発展はもとより、市町村事業の持続性確保に向けた支援を行い、安定した下水道サービスの提供を通じ、府民の安全で快適な暮らしに貢献していく。

(上田健二議員)

下水道事業の市町村支援に関して知事から力強い答弁がありました。府内には下水道の整備が進んでいない地域もあることから、普及促進についてもしっかりと市町村と連携し、支援されるようお願いしておきます。

8 災害対策

8-1 盛土調査と改善指導

(上田健二議員)

今年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国では「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」が設置され、今般、全国の都道府県に対し、関係省庁連名による「盛土による災害防止のための総点検」の依頼があったところであります。

これまで、府内の盛土行為に対しては、森林法などを所管する環境農林水産部や、砂防法などを所管する都市整備部、宅地造成等規制法などを所管する住宅まちづくり部の各部局で、行為への指導や巡視による違法行為の早期発見、是正指導を行ってきたと聞いています。

国からの依頼を受け、盛土行為を規制する各法令を所管する部局にて、盛土の総点検を行うと聞いていますが、どのように点検を進めるられるのか。

また、点検の結果、新たに危険な盛土が確認された場合、府民の安全・安心に向けてどのように取り組んでいくのか、田中副知事に伺います。

(田中副知事答弁)

- お示しの盛土の総点検では、土地利用規制等を所管する都道府県や市町村の各行政機関 が、国の点検要領に基づき、人家等への影響がある重点点検対象エリア内などの、盛土点検箇 所を抽出している。
- 許可届出資料から確認した盛土や、国土地理院より提供された盛土可能性箇所データを参考に抽出した箇所ごとに、法令違反や崩壊の危険性等の異常が無いか、11月をめどに現地点検を行うこととしている。
- 現地点検の結果、新たに法令違反や異常が確認された場合は、市町村と連携し、人家や公 共施設等への具体的な危険性を踏まえ、行為の停止・防災措置の実施といった行政指導や行政 処分を速やかに行い、府民の安全・安心の確保に取り組んでいく。

(上田健二議員)

専門的な分野であり、府民にも分かりづらい面があるのが盛土問題だと思います。

自信を持って「盛土崩壊による災害の心配はありませんよ」と府民に伝えられる状況を結果 として作る事が肝要です。今後も部局を横断した取組により、府民の安心・安全の確保をよろ しくお願い致します。

8-2 行方不明者等の氏名公表

(上田健二議員)

熱海市で発生した土石流災害において、行方不明者の情報が公表されたことにより、多くの情報が寄せられ、所在が分からない方の把握や、円滑な捜索活動につながったと報道等でも取り上げられました。

我が会派としても、大規模な自然災害により人的被害が発生した際には、警察・消防・自衛 隊等の救助機関に対して必要な情報を提供することで、救助・捜索活動を円滑に進めることが できると考えております。

府内市町村等と連携し、行方不明者等の氏名等を迅速に公表することで、円滑な救助・捜索 活動を行うことができるよう、府としての対応方針を早期に策定する必要があると考えます が、危機管理監に伺います。

(危機管理監答弁)

- 災害時の行方不明者等の氏名等公表については、国に対し全国統一的な基準の作成を求める意見や、地域の実情や被災の状況を踏まえ知事が判断すべきという意見があるなど、各都道府県の考え方が様々であったことから、各都道府県による公表の判断の参考となるよう、本年6月に全国知事会において「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」が策定された。
- 本府としても行方不明者等の氏名等公表は重要と考えており、同ガイドラインを踏まえた 府のガイドライン(案)を作成し、現在、情報収集主体となる市町村や警察と調整を進めてい る。
- また、個人情報の取扱いにも留意する必要があることから、そのための手続きを経たうえで、速やかに府としてのガイドラインを策定してまいる。

(上田健二議員)

よろしくお願い致します。



8-3 治水対策

(上田健二議員)

次に、治水対策について質問を致します。令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨、さらに今年7月、8月には、全国各地での大雨特別警報の発表や観測史上1位を更新する大雨な

ど、近年、毎年のように水災害が頻発しています。このような中、昨年7月の国の社会資本整備審議会の『気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について』の答申や今年4月の『気候変動を踏まえた治水計画のあり方』の提言で、これまでの河川整備等を加速させるとともに、流出抑制対策の充実や水害リスクを踏まえたまちづくり、避難体制の強化など、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換とそれらの取組の推進などが示されました。

パネル⑰ 大戸川ダムの位置図



また、これまで我が会派の代表質問でも取りあげてきた大戸川ダムについて、

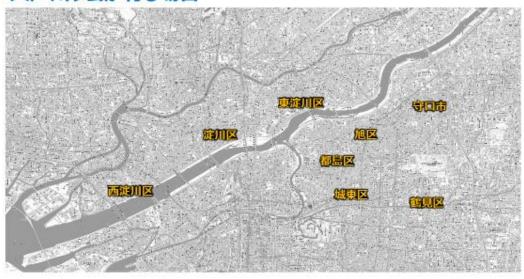
パネル⑱ 大戸川ダムが無い場合



淀川水系の治水対策を強化するため、国はダム本体工事着手の方針を決定したところであり、

パネル⑩ 大戸川ダムが有る場合

大戸川ダムが有る場合



このダムが完成すると、大阪市の北部や東部を中心とした被害想定地域の被害がなくなりま す。

こうしたことからも流域治水対策に取り組むことが重要と考えますが、国の動きなども踏ま え、大阪府においてどのように取り組むのか、都市整備部長の見解を伺います。

(都市整備部長答弁)

- 大阪府では、これまでからハード・ソフト一体となった取り組みを進めているところであるが、今般、国が示す流域治水の考え方を取り入れ、さらに取り組みを強化する必要があると 認識している。
- ハード整備については、河川整備等を加速化するため、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」なども活用し、河川改修やダム・地下河川などの早期完成に向けて着実に進めていく。
- 加えて、ため池の治水活用による流出抑制対策やタイムラインなどの住民の避難行動支援、水害リスクを踏まえた市町村の立地適正化計画の策定支援などを強化するため、市町村や関係者などで構成する協議会等により連携を深め、ハード・ソフトー体となった流域治水に取り組んでいく。

9 コロナ禍の経済対策

9-1 おおさか観光消費喚起事業

(上田健二議員)

本議会には、国の補助金を活用し、府民が府内旅行をする際の宿泊料金等を割引く事業を実施するための補正予算案が計上されています。

新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いていることが前提ではありますが、ぜひ多くの 府民の方に利用していただき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光関連事業者 の支援につなげていただきたいと考えています。

今回の事業では、昨年度の「いらっしゃいキャンペーン」ではキャンペーンの対象となっていなかった旅行会社が造成する観光バスなどの交通手段付きの日帰りツアーが対象となっていますが、宿泊施設が提供する日帰りプランに、人混みを避けて自家用車などで行かれる方も多いと思われるので、こうしたプランもキャンペーン対象にしてはどうでしょうか。また、国の

補助対象となる旅行の実施期間は12月末までとなっていますが、仮に、11月から実施できたとしても、利用期間はわずか2か月間だけ、とあまりにも短く、利用したくても利用できない方も多くなってしまうのではないでしょうか。

観光関連事業者を支援するためにも、こうした点を改善し、より多くの府民の方が利用しや すい事業にすべきと考えますが、府民文化部長の所見を伺います。

(府民文化部長答弁)

- 本議会に補正予算案を提案させていただいている、観光消費喚起事業は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている観光関連事業者の支援につなげるため実施するもの。そのため、できるだけ多くの府民の方にご利用いただけるよう工夫を凝らし、その事業効果を高めることが重要と認識。
- そうしたことから、今年度は新たに旅行会社が造成する観光バスなどによる日帰り旅行についても事業の対象に加えたところ。しかしながら、コロナ禍により、密を避けるために自家用車を利用した旅行のニーズが高まっている状況などを踏まえ、宿泊施設が造成する日帰りプランを本事業の対象とすることについても、検討を進めてまいる。
- さらに、国の補助対象となる旅行の実施期間については、国に対し延長を要望していると ころであり、引き続き、粘り強く働き掛けを行っていく。
- 今後とも、多くの府民の方に本事業をご利用いただき、観光関連事業者の支援につなげられるよう、しっかりと取り組んでいく。

(上田健二議員)

対象については見直しを検討するというご答弁いただきましたので、決まりましたら情報発信、情報共有をよろしくお願いします。

9-2 ゴールドステッカー

(上田健二議員)

感染防止認証ゴールドステッカーは、掲示により各飲食店で感染対策に取り組んでいると発信ができることは、飲食店を利用する方にとっては安心材料となることの理解ができます。これまでの休業要請などにより厳しい経営状況となっている事業者も多く聞いており、希望する方がワクチン接種された後の、食の大阪の強みと活力を取り戻す府の応援姿勢が重要です。

そこで、感染防止認証ゴールドステッカーを取得された飲食店に対してのインセンティブを どのように働かそうとされているのか伺います。

また、取得されたものの、感染対策に違反している事業者を抜き打ちでチェックし、違反の 事実が確認された際には、取り消しも速やかに行って頂きたいと当初より要望しておりました ので、この点についてはどう考えているのか、併せて危機管理監に伺います。

(危機管理監答弁)

- 感染防止認証ゴールドステッカーの認証店舗は、感染防止対策が講じられ、安心して利用できる店舗であり、より多くの府民の方に利用していただくためのインセンティブを付与することは必要であると認識している。
- 今般、10月1日より緊急事態宣言が解除され、国の基本的対処方針を踏まえ、ゴールドステッカー認証店舗については、酒類の提供を可能とするとともに、20時までであった営業時間についても、21時までとしたところ。
- また、今議会の補正予算で、Go to Eat大阪キャンペーン・プレミアム食事券への上乗せや観光の消費喚起事業が提案されており、これらの事業の対象となる飲食店は、ゴールドステッカーの認証店とする方向で検討されるなど、府民の方がより積極的に、ゴールドステッカー認証店をご利用いただくきっかけになると考えている。

- 書類審査・現地確認により認証されながら、その後にゴールドステッカーの基準を満たしていない店舗については、事前予告無しの現地への調査や通報により確認し、その後の改善要請に従わない場合や、営業時間短縮等の要請を遵守していない場合は、実施要綱に基づき、認証の取り消しを行っているところ。
- 今後とも、適正な認証事務に取り組むとともに、認証後も基準が遵守されるよう、しっかりと対応してまいる。

(上田健二議員)

緊急事態宣言が解除された事で大阪府独自の時短要請を行い、10月1日から飲食店での酒類提供する際は、ゴールドステッカーの認証店であることが条件とされることとなり、駆け込みによる申請者数も増加していると聞いております。審査や訪問の体制強化も含め、申請のあった事業者に対しての迅速な対応をお願いしておきます。

今、本当に各議員が事業者から相談を受けているところだと思いますが、以前は申請中の事業者も対象であったのが、今回は認証済みでないと営業時間の猶予や酒類提供ができないというルールになっています。ただ、申請は結構前にしているものの連絡が未だ来ないとかステッカーが届かないとか、そういった相談が寄せられているのが実情です。これまでご協力いただいて、これからようやく再開が出来るという中で水を差すことにならないためにも、先ほども申し上げたとおり、審査や訪問の体制強化は必須です。どうかよろしくお願い致します。

9-3 休業要請等への未協力店舗

(上田健二議員)

飲食店見回りではこれまで休業要請等の未協力店舗に対して、府職員による実地調査を行い、命令等の法的措置を実施しているが、これまで(4月25日から6月20日までの緊急事態措置期間中)に命令を発出した41店舗のうち、32店舗の命令違反を確認。そのうち30店舗について裁判所へ過料事件通知済とされています。多くの飲食店が要請等に協力して頂いている中で、堂々と違反を続ける店舗に対して、命令を出すことについては我々もこれまで求めてきたことでありますが、現在のこのような違反店舗数と対応状況はどうなっているのか。

また、長期間にわたっての要請に対応をしていただいた事業者に納得をしていただくために も、毅然と対応をしていただきたいと思いますが、危機管理監に伺います。

(危機管理監答弁)

- 飲食店への要請に未協力の店舗に対する法的措置については、4月25日から6月20日までの緊急事態措置期間に営業時間短縮要請に従わず、裁判所へ過料事件通知を行った30店舗のうち、6店舗については、裁判所が過料の決定を行ったことを確認している。
- また、8月2日から9月30日までの緊急事態措置期間においても、98店舗に命令を行い、命令に応じなかった85店舗のうち、25店舗について、裁判所へ過料事件通知を行ったところ。
- 引き続き、命令に応じなかった残り60店舗についても、裁判所への通知に向けた協議を 進めるなど、法に基づき適切に対応してまいる。

9-4 営業時間短縮協力金再申請【要望】

(上田健二議員)

営業時間短縮協力金については、申請期間の錯誤によって申請期限内の提出に遅れた事業者 や、不備書類があるとの連絡を府から受けたことで、勘違いをして申請キャンセルのクリック をしてしまい、不備書類が整ったものの再申請できなくなってしまった事業者等がおられます。そのような方々への救済措置として、ぜひとも、再申請の機会を設けていただくことをご検討いただきますよう、要望いたします。

9-5 補正予算(7号)案

(上田健二議員)

緊急事態宣言が解除され、飲食店営業時間短縮等協力金の支給額の水準が下がるなど変更が 生じているが、今の補正予算で適切なのか。財務部長に伺う。

(財務部長答弁)

- 本議会に提出している第7号補正予算案は、今後の感染状況の変化等に対応するために編成しており、例えば協力金についても、時短要請等に柔軟に対応できるよう、緊急事態措置を前提とした2か月分を予備的経費として計上したところ。
- 緊急事態宣言は9月末で解除されたが、今後感染が急拡大した場合に、機動的に対応できるよう本予算を活用していく。
- 本予算については、執行状況等を踏まえて、2月補正において、最終的な必要額を精査してまいる。

(上田健二議員)

最後に数点要望させていただきたいと思います。

時短協力金につきましては、吉村知事の指示のもと、担当課の皆さんの努力のかいもあり、 開始当初と比べるとスピード感を持って支給していただいているということは理解していま す。ですが、審査途中で追加の提出物が必要になった方や、何かしらの事情により審査の承認 が下りずに、かなりの日数、審査中とだけ伝えられ、不安な思いをされている事業者が相当数 いらっしゃるのも実情です。

これまでも会派として提案してまいりましたが、途中段階での審査状況の見える化や、コールセンターの受付体制の増強、支給予定日の目安の見える化といった、事業者の皆さんの不安が少しでも解消できるための取組みに取り組んでいただきますよう、よろしくお願い致します。

また、その反面、質問でも触れましたが、時短要請に従わず酒類の提供も行ってきた事業者に対しては毅然とした対応を行うことで、府からの要請をしっかりと守った上で営業してきていただいた皆様が納得できる大阪府となるよう、スピード感を持って対応して頂きますよう、よろしくお願い致します。

新規感染者数が減少傾向となり、このまま終息に向かってくれることが全員の願いであることは言うまでもありませんが、これまでの第5波の経験を踏まえ、第6波が到来してしまった際に、どれだけ行政としてこれまでの教訓を生かし、各分野で改善をしていけるかが試されています。

我々大阪維新の会府議会議員団といたしましても、府民の声、事業者の声をしっかりと聴き取り、今後の状況の変化にしっかりと対応出来る大阪府の確立に全力で取組むことをお誓いし、我が会派の代表質問を終わらせていただきます。

ご清聴いただきまして、ありがとうございました。